

保健・医療協同組合論ノート——その1

—近年の保健・医療協同組合の国際的動向と
マルクス・エンゲルスの協同組合論—

日野秀逸

はじめに

本稿は、実態的にも理論的にも新しい領域である保健・医療協同組合に関する、筆者の研究ノートである。一般に理論は、2つの源を持つ。1つは現実、実態である。ここで言えば保健・医療協同組合運動である。もう1つは先行する理論である。

保健・医療協同組合は、後述するように、国際協同組合同盟（ICA）でも各国の活動の全容を把握できていない新たな協同組合運動である。しかも、福祉協同組合や環境協同組合などとともに、21世紀において協同組合がしかるべき役割を果たすことを期待されている、戦略的に重要な領域である。

このノートは、保健・医療協同組合運動の実態と、理論化の前提となる先行理論とを検討し、筆者の考える保健・医療協同組合論を提示するための、準備作業である。叙述においては、ノートという性格から、文献・資料からの引用とそれに対する筆者のコメントが多く含まれることを断っておく。

1 協同組合運動の新分野としての保健・医療協同組合

1-1 各論の確立の重要性

従来、協同組合の中心は、農業協同組合と消費協同組合（それも労働者を主たる組合員とする消費協同組合）であり、協同組合理論もこれらの分野を想定して構想されることが多かった。特に日本では農業協同組合が主たる対象であった。

この点に関して松村は次のように述べている。「協同組合は労働組合とは違って、その構成員に本質的な差異がある。つまり、範疇的に異なった組合員によって、それぞれの、しかし同じく協同組合と呼ばれるものが構成されている。もちろんこれらの協同組合は同一ないし類似した面を少なからずもっているが、その組合員の差異によって本質的差異が生じ、これらを同一に論じると、特に本質論の段階で混乱と誤りを導くことになる。協同組合論（本質論、原論）は、欧米では区別して論述される場合が多く、わが国でもこれらにならったものもあるが、最近では一般論として各種の協同組合が、あたかも同一であるかのように論ぜられている。こうなっている理由はあまり定かではないが、おそらく、わが国の特徴として、協同組合の創設と発展が多分に行政的であり、かつ農業協同組合（産業組合＝小資本の協同組合）に偏重し、反対に消費協同組合（労働者の生活協同組合）が著しく立ち遅れているという現実に関連するものと思われる。戦前の多くの期間、わが国の協同組合が農業協同組合のみのような状況の下では、このような本質論でもそれほど支障はなかったかもしれない。しかし生活協同組合もかなり発展している現状では、／協同組合の理解を混迷させるだけでなく、実際面を正しく指導することにも問題が生ずる。それゆえわが国の慣例にしたがって協同組合を論ずるなら、一般論において、各種協同組合の同一性と、より重要な異質性をまず明確に指摘したあとで、各種協同組合の分析、いわば各論を展開するという方法をとるべきであろう。あるいは各種協同組合をそれぞれ別個の協同組合として論ずるのを適当とするのであろう。とにかく協同組合論において目下の急務は種類別の協同組合論を確立することであらう（松村善四郎、中川雄一郎、『協同組合の思想と理論』、日本経済評論社、1985年、124 - 125ページ、下線は筆者のもの）。

筆者は、松村の提案を妥当なものと考え、そして、下線の指摘を念頭に置きつつ作業を進めたい。

1 - 2 保健・医療協同組合自体の多様性

松村は、各協同組合がその構成員の階級あるいは階層によって、本質的な差

異を持つと主張している。その上で、協同組合を3つの範疇に区分している。こうである。「協同組合を構成しなければならない問題を持った範疇は、大方の研究者が示すように3つであり、したがって協同組合も3種類ということになる」。1つは資本主義経済の初期に封建的小生産者が、没落から身を守るために組織した小生産者協同組合（生産協同組合）。1つは労働者階級の貧困問題に対処する消費（生活）協同組合。1つは小資本（例えば農業、中小企業等）協同組合である（前出、125ページ）。

ところで、保健・医療協同組合には、開業医（＝小資本）を構成員とするものがあるし、わが国の厚生農業協同組合連合会のように、農業協同組合の県単位の連合会が所有・運営する保健・医療協同組合もある。これは、小資本協同組合の2次協同組合が組織する保健・医療協同組合である。

スウェーデンやスペインなどには、労働者が組合員であり、しかも消費協同組合ではなく保健・医療サービス生産を目的とする協同組合が存在する。これは、松村の言う3つの範疇には含まれないであろう。労働者階級が解決しなければならないのは、決して消費分野の問題だけではない。労働者階級が、資本主義経済における生産の担い手として立ち現れ、かつ経済活動の管理能力をも身につけることが、社会主義（共産主義の初期段階としての）への移行の不可欠な要因であるとすればなおさらである。こうした労働者の生産協同組合が、保健・医療領域に存在している。

また、日本生活協同組合連合会医療部会のように、主として労働者・勤労市民を組合員とし、かつ職員の殆ども同じ協同組合の組合員である、保健・医療協同組合も存在する。これは、労働者消費協同組合（労働者生協）という範疇と、保健・医療労働者を組合員とする労働者生産協同組合という範疇の統合されたものとして、独自の範疇を形成するのではなかろうか。

1-3 国際協同組合運動における保健・医療協同組合への関心

さて、保健・医療協同組合が新たな協同組合運動の領域であると言い切ることは、正確ではない。わが国では少なくとも戦前の産業組合法の下での医療利

用組合が、1919年に島根県で活動を開始している。また、アメリカではマイケル・シェイディド(Michael Shadid)医師が、記録に残っている最初の保健・医療協同組合を1929年にオクラホマの農村地帯で設立した。かれは引き続き1930年代に農村地帯で精力的に協同組合医療を推進した。現在でも、組合員(選挙権を有する正組合員)8万人、会員(選挙権を持たない利用組合員)37万人(1991年度の数)を擁するGroup Health Co-operative of Puget Soundがシアトルを拠点として活動している。GHCは1947年に発足し、今日ではアメリカ全土の健康保持機構(Health Maintenance Organisation=前払い制保健・医療供給システム)の中でも、12位の組織人員を有している。

筆者が1992年に行ったカナダの保健・医療協同組合に関する調査では、カナダに少なくとも10以上の保健・医療協同組合(これは労働者消費協同組合であり、その従業員はカナダ公務員労働組合に組織されている。つまり、ほぼ公共セクターと同様に位置づけられている)があり、5つはサスカチュワン州に、4つはマニトバ州に、1つはアルバータ州にあった。最も古いのは1962年に創設されたサスカトゥーン市の協同組合である(Dennis Gruending, *The First Ten Years, Community Health Service Association, Sasukatoon, 1974*。また、日野秀逸、「カナダの医療生協」、『健康生協』、日本生活協同組合連合会医療部会、通巻5号、6号、1992年)。

このほかにも、創設以来30年から40年の歴史を持つ保健・医療協同組合がアジア各国に存在している。とすれば、保健・医療協同組合が新参協同組合だというのは、むしろ国際協同組合同盟に代表される従来の協同組合運動の側の認知が遅れたということの意味しているというべきであろう。もちろん、ICAに保健・医療協同組合にたいする認識がまったく欠けていたと言うつもりはない。個々には、触れられていたし、また協同組合運動に思想的影響を及ぼしたイギリスのロバート・オーエンやフランスのサン・シモン時代から「協同組合はまた、コミュニティの構成員の健康について関心を持っていた」のだし、(ICA, 「21世紀における協同組合のアイデンティティー 背景資料」、1994年、日本生活協同組合連合会『協同組合原則の検討資料』、1994年、所収、34ページ)、ICAがこれまで2度制定した協同組合原則に包含された5つの伝統の1つは、「広い

範囲のサービスを提供する協同組合を取り巻いている。例えば保険、医療、住宅、育児の協同組合も含んでおり、この伝統は、時には他の分野の協同組合と提携して、また時には単独で、非常に大規模な協同組合を生み出した。これもまた、広範囲で多様な成長の可能性を持っている分野なのである」(同、26ページ)とも語られている。

しかし、保健・医療を独自の協同組合範疇として、一般的にはなく当面の優先順位の高い協同組合と位置づけたのは、近年のことである。

この問題意識に立って、ICAでの論議を中心に、保健・医療協同組合に対する関心の形成をあとづけておこう。

1-4 ICAと保健・医療協同組合

ICAは、1992年段階で全世界に5億5千万人の組合員を有する組織であり、国連の経済社会理事会 (Economic and Social Council. 国連の主要機関の1つで、経済・社会・文化・教育・保健・医療に関わる国際的事項を扱っている) をはじめいくつかの国連の専門機関において、カテゴリー1 (カテゴリー1の地位を与えられているのは、約700余りのNGOのうちで国際赤十字社連盟、世界労連、国際自由労連、など35団体であり、上記の経済社会理事会に対する議題提案権と一定の発言権が認められている) の地位を持つ非政府組織 (NGO) として、活発な国際活動を展開している。

さて周知のように、現代の協同組合の起源、世界の消費者協同組合運動の出発点は、イギリスにおける貧困からの解放を求める労働者たちの運動、具体的には、産業革命期の、ロッチデールの公正先駆者組合の運動である。これは、単に生活必需品を共同購買するだけではなく、住宅建設や、失業者のために土地を購入して消費者の必要とする食糧の生産も、その宣言にうたっていた。

1869年には、フランス、ドイツ、スウェーデン、イタリア、デンマークの代表を招いて第1回の英国協同組合大会が開かれた。1886年には、フランス協同組合が、国際的な協同組合の協同組合委員会の設立と協同組合の崇高な原則の拡大を要求し、国際協同組合同盟 (International Cooperative Union) 創設計

画を提案し採択された。

しかし1895年のICAの形成までには路線上の対立に起因する中断があった。それは、イギリスの協同組合運動内部で、労働者の生産者協同組合が主導した「理想主義」と、卸売協同組合・消費協同組合が主導した「現実主義」との論争である。前者は、利益共同分配とコー・パートナーシップすなわち「労働者生産組合と消費組合との共同出資で生産を行い、消費組合が販売を担当するという経営形態」（竹内哲夫、生田靖著、『協同組合の理論と歴史』、ミネルヴァ書房、1976年、43ページ）の原則に基づき、「協同組合労働という生産点での権利を基盤に据え、その拡大の路線のうえに協同組合運動を位置づけようとするオウエンの系譜の発想」（同前、43ページ）であった。後者は、卸売協同組合の実践に従う消費協同組合組合員の意見と支配の重要性を強調し、各参加協同組合と個々の組合員に対する利益分配を目指したのである。

1895年のICA設立時には前者すなわち生産者協同組合派が多数派を形成したが、資本主義の発展すなわち独占資本主義段階は、前者の試みの客観的可能性をせばめ、しだいに、より「現実的な」後者が、国際協同組合運動の中心的潮流をなすに至った。

1910年第8回ハンブルク大会では、利益共同分配とコー・パートナーシップの原則が削除され、1921年第10回バーゼル大会においてICA憲章の改訂がなされ、ロッチデール原則が採択された。そして、1931年の第13回ウィーン大会で協同組合原則制定のための特別委員会が設置され、1934年の第14回ロンドン大会での論議を経て、1937年の第15回パリ大会では次の七項目からなる協同組合原則（①組合員公開、②民主的運営、③利用高に応じた剰余金の分配、④出資に対する利子の制限、⑤政治的・宗教的中立、⑥現金取引、⑦教育の促進）が採択され、さらに1966年の第23回ウィーン大会で新たに6原則が採択され、これは今日でもなお有効である。

6原則は以下の通りである。

1. 「加入の自由」

協同組合への加入は自由意思によるべきであり、組合のサービスを利用す

ることができ、組合員としての責任を引き受ける意思のある人々のすべてに対し、人為的な制限あるいは何らかの社会的・政治的または宗教的な差別なしに認められねばならない。

2. 「民主的管理」

協同組合は民主的組織である。その業務は選挙され、あるいは組合員の同意した方法によって任命され、そして組合員に対し責任をもつ人々によって管理されねばならない。単位組合の組合員は、平等の投票権と組合の諸決定に参加する権利を享受すべきである。単位組合以外については、その管理は民主的基礎の上に行なわれるべきである。

3. 「資本利子の制限」

出資に対して利息が支払われる場合でも、その利率は必ず厳格に制限されねばならない。

4. 「剰余金（節約金）の配分基準」

組合の運営によって剰余金または節約金が生じた場合でも、それはその組合の組合員に帰属するものであり、そして1組合員が他の者の犠牲において利することを避けるような方法で分配されなければならない。

5. 「教育促進のための準備金」

すべての協同組合は、その組合員、役員、職員および一般大衆に対して、協同の原則と手法について、経済的および民主的教育をするための準備金を用意しなければならない。これらに対し、われわれは協同組合相互の協同による発展の原則を追加することが重要であると考えます。

6. 「協同組合間協同」

すべての協同組合組織は、その組合員ならびに共同体の利益にもっともよく奉仕するために、地方的・全国的ならびに国際的の各段階において、あら

ゆる可能な方法で、他の協同組合と積極的に協 同すべきである（前出、『協同組合原則の検討資料』、44 ページ）。

さて、1960年代から70年代にかけて、西欧の特に消費協同組合では、「アイデンティティーの危機」と称される事態が生じた。オランダの消費協同組合の失敗は、ヨーロッパの悲話のはじまりといわれている。1959年から組織の改編（230の単位協同組合を18の地域組合へ統合）が始まり、1967年には合併が完了し、協同組合は、2大統合グループになった。そして、民間流通大資本との競争に敗退し、CO-OP UAは民間のチェーンストアに買い取られ、残ったもう1つの協同組合も衰退している。この原因としては、①地方自治の伝統の中で、適切な事業規模へ発展できなかったこと、②主な協同組合の間に連帯の意識が欠如し、協同組合のアイデンティティーが喪失したこと、④他の消費者グループとほとんど協同しなかったこと、⑤政府の保守的な社会政策に対して対案を提示し大衆的な運動にしていくオルターナティブ運動との統合を求めるべきであったが、実際には、そうしなかったこと、⑥現代的経営にのりおくれたこと、があげられる。

フランスでも、小さな協同組合を合併して大地域協同組合を作ったが、1985年には消費協同組合は危機を迎えることになった。この危機に対応して、活動の集中などにつとめたが、経済後退に対する積極策とはならず、赤字は累積し、大消費協同組合は倒産したり民間会社へ売却され、事実上崩壊してしまった。

ドイツでは1964年の改革委員会を創設し、消費協同組合の構造改革を開始した。同委員会は、大規模地域協同組合の考え方を採択し、138の協同組合を、20協同組合に合併した。しかし、組合員の増加は少なくなりついには全体数も減少し、自己資本率も減少した。1970年に、協同組合を株式会社とする方針について議論がなされ、後にこの方針が実現したが、これはドイツ協同組合の崩壊をひきおこした。1981年に、CO-OP AG（協同組合株式会社）が組織されたが、汚職等によって倒産したり、大部分が民間資本へ売り渡された。既存の協同組合に買い戻されたものもあったがごく一部にすぎなかった。結局、流通資本と

の競争に勝つことを第1優先順位とし、「組織は組合員によって、また組合員のためにあるもの」という本来の視点を無視してきたために、ヨーロッパの協同組合は、少数の指導者と専従職員集団による経営体へと移行し、結局は失敗した。これらの経験をふまえて言えることは、協同組合運動は、常に組合員の運動としての本質を保持し、組合員の参加を常にすすめることが大切であり、急激な社会の変化に対応して、新しい組合員の要求に即した協同組合運動をつくる必要があるということである（ICAの成立と各大会での主たる論点については、前出、武内、生田共著および大谷正夫、「ICAの軌跡と世界の生協運動」、西村豁通編著、『現代の協同組合とその基本問題』、啓文社、1992年を参考にした）。

以上のような西欧協同組合の危機を背景に、ICAは再生に取り組む。その第一歩が、1980年のモスクワでの第27回大会におけるレイドロー報告「西暦2000年における協同組合」であった。カナダの協同組合学者のレイドローは、長文の報告を提出した。全容は『西暦2000年における協同組合——レイドロー報告』（日本協同組合学会訳編、日本経済評論社、1989年）に譲るが、ここでは、彼自身の要約を示し、これ以後の本ノートの論題に関わる2点についてコメントを加えよう。

「この章では、この報告における主な具体的提案と勧告を述べてきた。それらを要約すれば、

- ① 今後、世界中の協同組合は、とくに世界の食糧問題に、生産から消費までの全過程にわたって、その努力を集中すべきである。これは、人類にとっての重要なニーズの分野であり、ここでは協同組合は、世界的な指導性を発揮することができる。
- ② 労働者生産協同組合は、労働者と職場との間に新しい関係を築き、もう1つの産業革命をもたらす最良の手段である。
- ③ 従来消費協同組合は、たんに資本主義企業と競争するだけでなく、それ以上のことをするような方向へ転換すべきである。そうすれば、ユニークで、違った形態の事業体として知られるようになり、組合員だけに奉仕するようになるだろう。
- ④ 都市の住人に奉仕するためには、都市のなかに村を建設するのに役立つ多

くの異種協同組合の集合体をつくるべきである」(同前、177ページ)。

コメントの1つは、③と④に関わることである。レイドロウは、組合員および地域住民の要求に広範に対応する活動の参考例あるいは典型例を、農村の総合的事業を行う協同組合に求めている。そして、その経験を、都市部にも協同組合の事業拡大と協同組合間協同という方式を通じて展開できると主張しているのである。そして、この種の農業協同組合の具体例として日本の農協を挙げている。

こうである。「基本的には大都市は、平均的・典型的状況では、ほとんど人間関係のない、お互いにまったく他人として生活していることが多い人間の集団である。都市は、多くの住民にとって孤独と疎外の大海である。——協同組合の偉大な目的は、地域社会や村落をたくさん大都会のなかに建設することでなければならぬ。多くの社会的経済的ニーズに応えて、地域社会の創設に総合的効果を及ぼす協同組合的／地域を設立することができる。——

協同組合地域社会なるものを創設するという点で、都会の人々に強力な影響を与えるためには、たとえば日本の総合農協のような総合的方法がとられなければならない。従来の消費協同組合では不十分である。なぜならば、都市の住人をいろいろな点で護りきれないからである。

典型的な日本の状況のなかで、総合農協が何をし、どんなサービスを提供しているかを考えてみたい。それは生産資材の供給、農産物の販売をしている。貯蓄信用組織であり、保険の取扱店であり、生活物資の供給センターでもある。さらに医療サービスや、ある地域では病院での診療や治療も提供している。農民に対しては営農指導もし、文化活動のためのコミュニティ・センターも運営している。要するに、この種の協同組合はできるだけ広範な経済的社会的サービスを提供している。もし総合農協がなければ、農民の生活や地域社会全体は、まったく異なったものとなろう。

これほど広範なサービスと事業は、都市部では1つの総合協同組合で実施するものではない。しかし、住民が容易に通うことのできる協同組合サービス・センターのなかに、それ／ぞれの機能を持った組織を同居させることは可

能である。その一般的な目的は、住宅、貯蓄、信用、医療、食料その他日用品、老人介護、託児所、保育園などのサービスを各種の協同組合で提供することによって、はっきりとした地域社会をつくりあげることではなければならない」(174-176ページ)。

レイドローは、このように、西欧における協同組合の衰退が著しい都市部での協同組合再建の方向性を、総合的な物財・サービス財の提供、それを消費協同組合が事業拡張と協同組合間協同を作り上げる方向と、労働者生産協同組合の創設とによって展開しようという方針を提起した。後者の論点は②に深く関わってくる。すなわち「発典した消費協同組合の種々の部門のほかに、家庭用品の修理、製パン、理・美容、靴修理、クリーニング、自動車修理などの業種で各種労働者協同組合を設立することができよう。こうして地域内の多くの協同組合人が消費者としてだけでなく、生産者あるいは労働者としても協同組合活動に関わることになる」(176ページ) と言うのである。

さて筆者のコメントの第1は、日本の農協に対する評価である。農協が日本の農民の生活を良かれ悪しかれ大きく規定していることには疑問の余地がない。しかし、積極的な協同組合活動を農協が行ってきたのかどうか、つまり協同組合原則に照らして組合員の自主性の尊重や決定・運営への参加が保障されていたのか、さらには協同組合としての政治的中立が守られてきたのか、等々の重要な部分で、論議の余地が多々残されているのではなかろうか。

しかし、筆者が問題にしたいのは直接には上記のことではない。医療に限った評価の問題である。農協の医療機関は厚生連が運営している。厚生連の医療活動が協同組合のあり方に照らして、妥当な道をたどってきたのかいなかについて、ここで詳細な議論を行う余裕はない。そこで、筆者が座長をつとめた1993年の第13回日本協同組合学会大会におけるミニシンポジウム「健康・医療領域の協同組合—現状・問題点・展望—」の要約から、一部を引いておこう。

1993年10月17日に上記のミニシンポジウムが開かれた。本学会で「健康・医療領域の協同組合」をまとまった形で取り上げるのは初めてであった。日本生活協同組合連合会医療部会事務局長篠崎次男氏が、「医療生協の現状と問題点」と題する報告を行った。次に愛知県厚生農業協同組合連合会参事細江詢次氏が

「農協医療について」報告した。氏の報告は「概説」と「課題」と「将来に向け根元的に問わなくてはならないこと」に分かれていた。概説では、「貧しいが故に医療を受けられない悲劇を、貧しさ故とか医師そのものへの反抗という形で解決するのではなく、その根底に位置する自由開業医制に求め、その制度自体を逆手にとって、医師そのものを雇用し、医療を確保しようとした動きこそが、農村医療の原点といえる」とし、戦後においても医療の量的確保という政策的必要の担い手として農協の医療機関は日赤や済生会などとともに公的医療機関の指定を受けたのである。この過程で協同組合の医療とは何かという点の論議は必ずしも十分には行われず、国民皆保険後も「農協医療の意義は喪失したのかどうかの原理的問いかけのないまま、逆に規模拡大を繰り返し、一般の医療機関と何ら変わる事のない医療事業の推進・拡大となっていた」。こうして「農協医療が、今再び原則論も含めて問い直されようとしている現実がある」。課題や将来の問いかけも、この視点から展開された。医療生協と比べた場合に、国民皆保険達成後の農協医療の役割について論議があまりなされずに、公的医療機関として一般的な医療事業の拡大を進めてきたことの矛盾が、経営や組合員の参加や行政との関係等の諸分野で発生している。整理すべき論点は多いことを指摘した報告であった。細江氏の報告は協同組合のアイデンティティーというテーマにつながる重い問いかけを含んでいた。第3の報告は日本生活協同組合連合会医療部会運営委員長加藤昭治氏の「保健医療協同組合の国際的広がり」と日本の医療生協」であり、滋賀大学経済学部の成瀬龍夫氏が総括コメントを行った（『協同組合研究』、1994年春期号、日本協同組合学会）。

見られるように、農協の医療は決して協同組合原則に則って、組合員のニーズに応じて展開されたものとは言えないことを、当事者が認めているのである。なお、日本の医療に関する協同組合のあり片として、農協方式を是とする見解がヨーロッパの関係者に多い。情報不足、あるいは不正確な情報のなせるわざと言えよう。

もう1つのコメントは、労働者協同組合についてである。先述のように、ICAを中心とする協同組合運動のなかで、労働者協同組合は殆ど無視されるようになった。この状況に根本的な改変を迫ったのがレイドロウ報告の持つ画期的意

義である。報告のなかで彼はこう述べている。「過去20年間における世界の協同組合にとっての、最も重要かつ大きな変化の1つは、労働者協同組合に関する全面的な概念の回復であった。過去75年あるいはそれ以上、それとなく無視されてきたが、いまや労働者協同組合は多くの協同組合人の心のなかに尊敬の念をもって迎えられるようになったのである。そして今世紀の残りの期間、労働者協同組合に多くの期待が寄せられている。——協同組合人は2世代にわたって、労働者生産協同組合は失敗の運命にあり、大したものにはならないのだと信じさせられてきたのである。／ところが、1950年代になって、いくつかのヨーロッパ諸国や第3世界でも、方向転換が見られるようになった。スペインのモンドラゴン協同組合複合体 (complex) が、高度な産業発展の新たな段階の労働者協同組合の姿を示したのである。各国の政府は病める資本主義産業救済のために、この協同組合に注目し始めた。このことに関する新しい文献の数は驚くべきもので、あまり関心を惹かないだろうと思われていたアメリカにおいてもそうであった。イギリスの非公式な集計によれば、1世代前にとりわけウェッジ夫妻によって労働者協同組合は死滅したと宣言されていたのに、そのイギリスで近年、400もの労働者協同組合が設立されている。

労働者協同組合の再生は、第2次産業革命の始まりを意味するのだと予想することができる。第1次産業革命では、労働者や職人は生産手段の管理権を失い、その所有権や管理権は企業家や投資家の手に移ったのである。つまり資本が労働を雇うようになった。ところが労働者協同組合はその関係を逆転させる。つまり労働が資本を雇うことになる。もし大規模にこれが発展すれば、これらの協同組合は、まさに新しい産業革命の先導役をつとめることになるだろう」(同前、158 - 159 ページ)。

ここでは、レイドローをして労働者協同組合の再発見せしめた最大の実践例は、スペイン西北部のモンドラゴン地域の労働者生産協同組合を核とする各種協同組合の複合体による、協同組合的地域共同体形成であったことを確認しておこう。モンドラゴンの協同組合運動の理論は、実はマルクス理論の強い影響のもとに進められたことも、記憶しておこう。

1-6 保健・医療協同組合の近年の国際的結集

近年、保健・医療協同組合にたいする関心がたかまりつつある。特徴的な出来事を提示して、状況の理解の一助としたい。

まず、特筆すべきは1992年に、東京で開かれた第1回国際保健・医療協同組合フォーラムである。このフォーラムは同時期に東京で開かれたICA第30回大会の関連行事として開催された。保健・医療分野の協同組合の国際会議自体が初めてのことであり、またICAが保健・医療分野の協同組合に大きな関心をもっていることを具体的に示したのもであった。

フォーラムには海外8カ国から24名、国内から147名が参加した。参加者のなかには、マルコスICA会長、ソーダーソンICA専務理事、それにICA東京大会で「変化する世界 協同組合の基本的価値」と題する報告を行ったスヴェン・ベーク氏なども参加した。

ICAとしても、ベーク報告の第3章「90年代への出発点——過去の経験に照らして——」のなかで、第6節を「新しい協同組合」にあてている。そこでは、「過去数十年間の良い側面の中に、新しい形の協同組合が出てきたことがあげられる。将来に向けての出発に当たって、これらの動向を語らずにおくというのは誤解を招くことになる」（ベーク、『変化する世界——協同組合の基本的価値』、日本協同組合連絡協議会訳、発行、1992年、101ページ）。

「これらの新しい協同組合は、それぞれに異なる多くのニーズに応じて、しばしば、自助の特質を持つきわめて非公式な協同組合の前の段階の組織（前段階の協同組合）とも言えるような形で、また、さまざまな形態で設立されている。——また、女性や青年、身障者などのために、あるいはこれらの人々の手によるさまざまな形態の協同組合もある。さらには、健康食品、資源節約的製品、無農薬製品、地域の自立といった、特殊な目的のために形成されている協同組合もある。新しいサービスの分野に関しても、しばしば、設計士、データ技術者、コンサルタントなどのようなきわめて高い教育を受けた人たちの手によるさまざまな形態の協同組合が作られている。また、例えば、託児所、高齢者の世話、予防的医療、アルコール中毒者や麻薬中毒者の治療というような社

会福祉分野の協同組合もあり、さらに、映画製作者、演劇人、オーケストラのための協同組合といった、さまざまな種類の文化的な協同組合も出現している。

これは、ある面では協同組合概念が生きており、多くの人々が、自分たちの持つ共通のニーズを満たすための活動を組織する上でのガイドラインとして、社会の持つ既存の制度構造にある欠陥に対する反応として、あるいは、別の形の組織を意識的に考え出したいという人々の意志として、協同組合概念を選んでいるという事実を証明するものである。また、ある面ではこれらは、既存の協同組合に対する批判でもあり、われわれがこれに対して目をつぶることはできない。」(102-103ページ)。

このように近年、注目を集めている新しい種類の協同組合に、保健・医療協同組合も含まれる。ベーク氏自身も、この報告を準備する過程で、日本生活協同組合連合会医療部会に加盟している、群馬県の「利根保健生協」や「医療生協さいたま」などの診療所、病院を訪ね、協同組合幹部や組合員活動家との懇談も行っている。

このフォーラムでは、各国の保健・医療協同組合の実状を相互に理解することと、今後の国際交流の足場を築くことが主たる課題とされた。日本を含む9カ国だけをとっても、保健・医療協同組合の多様性が明らかになった。たとえば、ブラジルには強力な医師協同組合が存在し、「国家にも営利企業にも依存しない」保健・医療システムを志向している。また、スペインにも有力な医師協同組合や歯科協同組合がある。これらは、いずれも生産者協同組合の範疇にはいるものである。

スウェーデンでは協同組合診療所が準備されつつあり、それは従来の県が独占的に保健・医療サービスを供給するシステムの見直しと連動して展開されている。スウェーデンの場合は、医療費抑制策と医療労働者の自発的労働への志向と、住民の柔軟な対応のできるシステムへの期待とが、複雑にからみあった試みになっている。今のところ、スウェーデンで準備されているのはやはり生産者協同組合である。(『国際保健・医療協同組合フォーラム報告書』参照。日

本生活協同組合連合会医療部会、全国厚生農業協同組合連合会、刊行、1993年。スウェーデンの保健・医療協同組合の問題については、さしあたり拙著『ヨーロッパ医療紀行』参照。新日本医学出版社、1994年)。

わが国では、農業協同組合法にもとづく県単位の厚生農業協同組合連合会(厚生連)が医療機関を設立・運営している。また、生協法のもとに保健・医療協同組合が設立・運営され一般に医療生協と称されている。厚生連の医療機関は、二次協同組合としての県単位の厚生連が設立しているため、協同組合の性格を規定する上での難しさがある。医療機関の労働者が出資者であり、運営の責任者であるという生産者協同組合の特質を、厚生連が備えているとは言えない。農協の組合員が利用者であり結局は出資者でもあることを考慮すれば、一種の消費者・顧客協同組合に位置づけられるものであろう。以上の事情を反映して、わが国では保健・医療分野の協同組合は、消費協同組合の範疇で理解されている。しかし、OECD加盟国のなかでは、保健・医療協同組合の多くは生産者協同組合である。

第30回ICA大会最終日には、フォーラムの組織委員である加藤昭治日本生活協同組合連合会医療部会運営委員長が、特別報告を要請された。

「国際保健・医療協同組合フォーラムの報告；

会長および参加者のみなさん、私は日本生活協同組合連合会医療部会の運営委員長の加藤です。私は、第30回ICA大会が成功したことを心からお祝いし、また、発言の機会を与えて下さったことを感謝いたします。私は、記念すべきICA東京大会と関連して開かれた第1回国際保健・医療協同組合フォーラムについてご報告できることを大変うれしく思います。

これは初めての試みでしたが、10月22日、23日の2日間、国立がんセンターの国際会議場で開催されました。開会の時にはICAのマルコス会長からわざわざご挨拶をいただきました。改めて厚くお礼を申し上げます——」(前出、『国際保健・医療協同組合フォーラム報告書』、127ページ)。

1994年4月にはスリランカのコロomboで、第1回保健・医療協同組合アジア会議が開催された。ここには4カ国42名が参加した。日本生活協同組合連合会

医療部会の加藤昭治運営委員長が行った基調報告では、アジアに250以上の保健・医療協同組合が存在し、世界の保健・医療協同組合の過半数はアジアにあることが示された。アジアの場合は、マレーシアの医師協同組合のような生産者協同組合もあるが、主として、小規模な消費協同組合である。なお、この基調報告には次の文言が見られる。「さて1992年10月、東京で第1回国際保健・医療協同組合フォーラムが開かれてから早くも1年半が経過しました。あのフォーラムは世界の保健・医療協同組合の代表が初めて一堂に集まり、極めて友好的な雰囲気の中で、私たちが予期していた以上の成功をおさめました。私はその直後に開かれた第30回ICA大会に参加し、最終日に第1回国際保健・医療協同組合フォーラムについての報告を行いました。これは国際協同組合運動史上、初めて保健・医療協同組合が認知され歓迎されたという意味で、大変記念すべきことであったと思います」。

1995年にはマンチェスターで国際保健・医療協同組合フォーラムが開かれる予定であり、1996年には第2回アジア会議がインドで開かれる予定である。また、組合員56000人を誇るブラジルの医師協同組合（UNIMED）も、アメリカ大陸での国際会議に積極的姿勢を示している。さらに、1995年3月には国連が「社会開発サミット」を開催するが、そこでは社会発展に対する協同組合企業の貢献——新たな社会的共同の指針が主たるテーマとして取り上げられ、保健・医療領域の協同組合企業という部門では、1992年のフォーラムにおける報告・討論が少なからず参考にされるはずである。国連がおこなう初めての「社会開発サミット」では保健・医療・福祉の領域において協同組合が中心的役割をになう可能性と現実性が論議される予定なのである。

また、これらすでに開催が確定している一連の国際会議の重要な課題として、保健・医療協同組合の範疇化の作業が挙げられている。これは、いうならば保健・医療協同組合の自己認識の作業と言えよう。とりわけ、1995年3月の国連の会議では、詳細な保健・医療協同組合の区分が提起される予定であるし、1995年9月の第2回国際保健・医療協同組合フォーラムでは、保健・医療協同組合のカテゴリーを検討する独自の作業委員会の設置が予定されている。

2 保健・医療と共同体・協同に関する予備的考察

以上に述べてきた、保健・医療領域において協同組合が増加しつつあるというのは、具体的事実である。その理由あるいはきっかけ、契機を原理的に考察しておきたい。保健・医療（保健＝衛生と医療＝治療は、現在でこそハイフンで、比較的『気楽に』つなげることができるが、およそ19世紀半ばまでは両者は基本的に別の事柄であった。医師たちも住民も健康に注意を向ける余裕は、学問的基盤からみても生きるのに精一杯という生活実態からみても、客観的に存在しなかった。もちろん、あれこれの限定された経験に基づく『養生訓』の類は枚挙にいとまのないほど、各国で各時代に流布していたのではあるが）そのためには保健・医療と協同との一般的な関わりに目を配っておくのがこの順序というものであろう。

人間社会が存立・存続し歴史をつくるためには、4つの契機が存在する。それは、「あらゆる人間的存在の、したがってまたあらゆる歴史の第一の前提——は生きることができねばならない」ことであり、このためには「なにはさておき飲食、住、衣その他、若干のことがなくてはかなわない。したがって最初の歴史的行為はこれらの必要の充足のための諸手段の産出（下線は日野——以下同様）」である。「第二は、充たされた第一の必要そのもの、充足の行動およびすでに獲得された充足のための用具が新しい諸必要を生み出すということ」である。第三は「彼ら自身の生活を日々新しくつくるところの人間たちが他の人間たちをつくり、繁殖しはじめるということ」である。第四の契機は「労働における自己の生の生産にしても、生殖における他人の生の生産にしても、およそ生の生産なるものはとりもなおさず或る二重の関係として——一面では自然的関係として、他面では社会的関係として——現れる。ここで社会的というのは、どのような条件のもとであれ、どのような仕方においてであれ、そしてどのような目的のためであれ、ともかく幾人かの諸個人の協働という意味である」。そして、特定の生産様式または工業的段階は常に特定の協働様式または社会的段階と結びついているのであるから、人間の歴史は常に工業および交換の歴史とのつながりのなかで研究されなければならないことである（マルクス、エンゲル

ス、「ドイツ・イデオロギー」、マルクス・エンゲルス全集3巻、大月書店、23-26ページ)。

生きるために不可欠な「その他若干のこと」に、医療を含めることは不自然ではあるまい。なぜなら、労働においても生殖においても、それらが「生の生産」に成功するためには、「人間そのものの自然的身体的性質」(同前、16ページ)が損なわれていないことを要件とするからである。そして保健・医療は、まさに人間社会における「生の生産」の枢要と関わる社会的活動なのである。原始共同体以来の、保健・医療と共同体との関わりについては、ここで詳論する余裕がないが(拙著、『健康問題の過去・現在・未来——保健活動の歩み』、医学書院、印刷中、参照のこと)、そこでは医療要求の特徴と深く関わって、一般的な物財やサービス財と比べて、供給と財政の両面において、協同的原理が働きやすかったのも事実である(この点の考察は、さしあたり拙著『医療の基礎理論』、労働旬報社、1983年および『医療と歴史』、日本生活協同組合連合会医療部会、1990年を参照されたい)。

協同的原理と関わる医療要求の特徴の1例として、支払い能力と無関係に医療要求が発生するというところを取りあげよう。一般の消費では自らの支払い能力に応じて消費するのが、すくなくともその社会がまだ「必要に応じて受け取り、能力に応じて働く」という原理で動くことができない段階では、当然である。しかし、医療サービスは事情が違ふ。具体的に言えば病気の有無、軽重は支払い能力とは基本的に無関係である。むしろ「病気と貧乏の悪循環」と古くから言われてきたように、逆相関を示す場合の方が多いのである。このために、医療要求を満たすことは、協同・共同で行われざるを得ない。そのための社会的・組織的形態が、薬師講、定礼、共済、社会保険、国民医療事業(ナショナル・ヘルス・サービス)などである。

資本主義から共産主義の低い段階へ移行した社会の若干の特徴を示した文章の中で、マルクスは次のように述べている。

「社会的総生産物からは、次のものが控除されなければならない。

第一に、消耗された生産手段を置きかえるための補填分

第二に、生産を拡張するための追加部分。

第三に、事故や天災による障害にそなえる予備積立または保険積立。——だが、各個人に分配されるまえに、このなかからまた、次のものが控除される。

第一に、直接に生産に属さない一般管理費。

この部分は最初から、今日の社会にくらべればきわめてひどく縮小され、そして新社会が発展するにつれてますます減少する。

第二に、学校や衛生設備等々のようないろいろな欲求を共同でみたすためにあてる部分。

この部分は最初から、今日の社会にくらべてひどくふえ、そして新社会が発展するにつれてますますふえる。——」（ゴータ綱領批判、全集19巻、18-19ページ）。

保健・医療は第2の部分に入るとみて間違いなからう。

人類社会の経済活動には、歴史的にも、理論的にも3つの原理が存在する。協同的原理、市場経済原理、計画経済原理である。これらは、原始共同体において協同的原理が全一的に作用したことを例外として、比重の違いはあっても1つの社会に共存してきた。中世封建社会をとってみても、村落共同体における協同的原理、また都市ギルドにおける協同的原理とならんで、明らかに市場的原理が存在した。他方で村落共同体でもギルドでも、生産は一定の計画にしたがって営まれた。計画経済原理も存在していた。

1980年代にわれわれが経験した、保健・医療における市場の失敗（この典型であるアメリカ医療については、拙著、『岐路に立つ日本とアメリカの医療』、新日本医学出版社、1994年を参照）と、ソ連型の国家が中央集権的に指令する国家の失敗（この点については東ドイツの保健・医療について考察した拙著、『ヨーロッパ医療紀行』、新日本医学出版社、1994年および『医療労働と協同と患者の権利』、日本生活協同組合連合会医療部会、1993年を参照）は、あらためて協同的原理への関心を高めた。理論的には計画経済原理と協同的原理の間には密接な関係があるはずであった。それは、「計画経済原理というのはひとつの経済社会の構成員が、市場経済原理のもとにおけるように外部的必然性に一面的

に支配されるのではなく、みずからの主体性のもとにみずからのために経済を管理してゆくことを目指している、したがってそこでは何らかの協同が、すなわちできる限り多くの構成員の自発的参加、共同の意思形成および計画運用に対する自主的な協力が不可欠の要因である」からである（大内力、「経済社会における協同の価値と機能」、生協総合研究所編、『協同組合の新世紀』所収、コープ出版、1993年、39ページ）。

21世紀が協同の時代といわれるのは、経済活動の、したがって最も基本的な人間の関係において、協同的原理を拡大・強化することが、これまでの人類の具体的経験に照らしてみても、不可欠だからであり、決して先験的な託宣ではない。計画経済原理との関係はすでに提示した。市場経済原理との関係はこうであろう。市場経済原理が今後に残ることは、特定の分野では長期にわたって残るであろうことは疑いない。しかし、市場原理は「一方では共同体間の協同によって、他方では——民主主義の徹底を前提として、国や地方団体などの権力体の政策によって制御され誘導される市場経済」になるであろう（同前、44ページ）。

復習になるが、協同組合史的に考えると、ロッヂデール公正先駆者協同組合が消費協同組合の原型とされ、そこでは利用高に応じた配当という原則を採用してきた。これは出資高の多いものが配当の多くを得るという株式会社の偏向を防止するために必要な正しい方針であった。同時に忘れてならないことは、ロッヂデールの先駆者たちは、オーエンなどの共同体建設という思想の影響を受けつつ、共同体建設のための共同生産と、共同利用を目的とする土地の取得を目指していて、そのための一歩として、手段として店舗を経営したことである。

ところがその後の経過の中で、共同体建設、そのための共同生産という生産者協同組合の展開は困難に出会い放棄されてしまった。そして、商業活動にともなう剰余の配当の原則として利用高に応じた配当が認められるようになった。

ロバート・オーエンらの共同体建設は、多分に経済学的な根拠を欠く空想的なものであったことは知られている。では、科学的社会主義を唱えるマルクスやエンゲルスの場合には、協同組合にはどのような位置づけがなされたか。1980年のICA大会において基調報告を行ったレイドロウは、労働者生産協同組合への

注意を喚起したが、その直接のきっかけとなったのはスペインのバスク地方のモンドラゴンの労働者協同組合の展開であった。モンドラゴンの協同組合セクターによる地域おこしの壮大な取り組みを始めたのは、マルクスの影響を強く受けたアリスメンディアリエタ神父であった。スペインにある医療協同組合が基本的には生産者協同組合であることも、スペインにおける労働者協同組合の優勢と無関係ではない（スペインおよびモンドラゴンの協同組合については、主に富沢賢治、佐藤誠、二上護、坂根利行、石塚秀雄、『協同組合の拓く社会——スペイン・モンドラゴンの創造と探求』、みんけん出版、1988年を参考にした）。

なお、念のために触れておくが、マルクス・エンゲルスのオーエンにたいする評価は、人々から不用意に思いこまれているような低いものではない。包括的な評価として、1880年のエンゲルスの「空想から科学への社会主義の発展」から該当箇所を示しておく。なお、1878年に発表された「反デューリング論」（全集第20巻、272 - 273ページ）の文章を語句を一部補ったのがこれである。

「だから、その果実もまた労働者階級のものであった。新しい強大な生産力は、これまではただ個々人を富まして大衆を奴隷化するのに役だっただけであるが、オーエンにとっては、社会改造の基礎を提供したのであり、万人の共有財産として、もっぱら万人の福祉のためにはたらくべきものであった。

こうしてまったく実務的なやり方で、いわば商人的計算の結果として、オーエンの共産主義は生まれた。それは、この実践的なものを目あてとした性格を一貫して保持した。こうして一八二三年にオーエンは、共産主義的集落によってアイルランドの貧困をとりのぞくことを提案し、建設費や年々の経費や見込収益についての完備した見積書をこれに添えた。こうして、彼の最終的な未来計画のなかでは、平面図、正面図、鳥瞰図をふくむ細目の技術的仕上げが、十分な専門的知識をもっておこなわれているので、オーエンの社会改良の方法をひとたび承認するならば、細目の仕組みにたいしては、専門家の見地からさえもほとんど文句のつけようがないほどであった。」

「公的社会から追放され、新聞からは黙殺され、その全財産をささげたアメリカでの共産主義的実験に失敗して貧乏になった彼は、直接に労働者階級に呼びかけ、彼らのあいだでなお三〇年も活動しつづけた。イギリスで労働者の利益

のためにおこなわれた社会運動やほんとうの進歩はすべて、オーエンの名と結びついている。たとえば、彼は一八一九年に工場における婦人・児童労働を制限する最初の法律を通過させた。たとえば、彼は、イギリス全体の労働組合が単一の大労働組合連合に合同した最初の大会の議長をつとめた。たとえば、彼は、完全な共産主義的社会制度にいたる過渡的方策として、一方では協同組合（消費協同組合および生産協同組合——エンゲルス）を設立したが、これは、それ以来、すくなくとも、商人も工場主もともにまったく無用な人間であるということの実際的な証拠を提供してきた。また他方で彼は、労働市場、すなわち、労働時間を単位とする労働貨幣を用いて労働生産物を交換するための施設を設立した。この施設は、必然的に失敗せざるをえないものであったが、しかしはるか後年のプルドンの交換銀行に完全にさきがけたものであった。とはいえ、それはまさに次の点でプルドンのものとは違っていた。すなわち、それはいっさいの社会的害悪にたいする万能薬ではなくて、さらにずっと徹底的な社会改造への第一歩をなすにすぎないものとされていたという点で。」（全集第19巻、197 - 198 ページ）。

3 防衛・自衛策としての保健・医療協同組合

3から5までは、筆者が知り得た各国の保健・医療を、その社会的役割・機能に着目して、「実務的」に分類したものである。国際的には、保健・医療協同組合をどのように範疇化するかをめぐって、相当な意見の隔りがある。しかし、それは主として情報不足や不正確な情報のなせる業であり、筆者は今後、実質的な国際協同研究が進めば、殆どは合意に達することが可能だと考えている。

消費者所有医療協同組合（言葉の真の意味での医療生協）の多くは、医療サービスが提供されない地域や人間集団に属する人々が、ということは貧困者の多い地域や人間集団とほぼ重なるのだが、社会的関心あるいは社会変革意識を持つ、人道主義的または社会主義的医療従事者とともに、設立・運営することから始まっている。ここには、私的営利的医業とは支払い能力の不足によって疎

遠であり、国や自治体の公的責任とは施策が貧弱であることによって疎遠であるという「前提条件」が存在する。

1992年の第1回国際保健・医療協同組合フォーラムでは、医療協同の主たる対象集団をめぐって、興味深いやりとりがあった。

口火を切ったのはインドのボンベイにあるシュシュルーシャ市民協同組合病院のY.M.デシュムーク外科部長であった。彼は、「医療協同組合活動に関して、いろいろな報告がされましたが、このヘルス・ケアというものは最終的には、低所得層の家族に対してのサービスだということが基本的な理解であったと思います。即ち、所得の少ない人達が利用する、むしろ高所得者ではなく低所得者を対象とした活動であるということが一般的な理解であると思います。つまり、低所得層ではほんのわずかししかヘルス・ケアを得ていないという人達が大勢いるのです。従って、患者に対するマーケティングが、正しい目標というターゲットを正しく設定しなければならないと思うのです。医療協同組合としましては、医療サービスを低所得層の家族に対して提供するということをハッキリ確認し、そしてその市場を開拓する上での戦略を策定していかなければならないと思うのであります」（日野秀逸監修、『国際保健・医療協同組合フォーラム報告書』、日本生活協同組合連合会医療部会・全国厚生農業協同組合連合会、1993年、96ページ）、と発言した。

彼の発言の背景は2つあると思われる。1つは、インドの医療制度の遅れである。この点に関して、デシュムーク氏は国別報告において、インドの医療状況をこう語った。

「インドで手にいれることができる保健・医療サービスは地域の2つの階級に仕えています。豊かで支払能力のある患者は、保健・医療サービスを豪華な5つ星ホテル並の私的病院から手にいれます。このような病院は全ての大都市に広まっていて、十分な設備を持ち、資金も豊富であり、したがって費用も高価です。貧困層は、政府や自治体が所有する無料の病院へ行きます。これらの病院には経験豊富な医師がいますが、財政的支えが乏しいのです。農村の人々に残されているのは、プライマリィ・ケア・センターですが、これらは設備が極めて貧弱で、そのために重篤あるいは生命に関わる怪我や病気を扱うことができ

ず、1番近い地区病院へ行く以外に道はないのです。ボンベイのシュシュルーシャ市民協同組合病院は、地域にサービスする『道具』として地域の力で設立されたわが国で最初の病院です。この病院の主な目的は、妥当な価格で質の高い医療サービスを全ての市民に提供し、地域の健康に関する意識を向上させることです。この病院は、公的病院の不足を補い、私的病院の営利だけへの関心を埋め合わせるものです。この協同組合病院が意味するのは、組合員自身が参加することを通じて費用を下げるような組織です。今、私は我らの病院の主要な推進者であり設立者である故V.S.Ranadiveの無私で誠実な努力を思い出します」(同、18ページ)。

もう1つの背景は例えばスペインやブラジルの医師を組合員とする生産者所有医療協同組合では、医療サービス提供の対象者の少なからぬ部分、あるいは相当の部分が所得の高い層であることへの、デシュムーク氏の批判ないしは疑問である。氏はいみじくも、自らの協同組合病院を「地域にサービスする『道具』である」と規定した。その地域は言うまでもなく貧困層の多い地域である。その視点からすれば医師の自主性あるいは医療労働者の自主性や働きがいを中心とするテーマに含む協同組合には違和感を覚えるのは、十分に了解できるものがある。

デシュムーク氏の発言に対してマレーシア協同組合大学学長(当時)のガジ氏は貧困層を視野に入れつつも、例えば高齢者というような別のカテゴリーからも協同組合の医療サービスの重点的対象を考えるべきだと主張した。こうである。

「インドの方が低所得層に焦点をあわせるというご意見をおっしゃいましたが、2つのカテゴリーがあると思います。まず、貧しい人々に対して医療サービスを提供しなければならないということではありますが、国によっては貧困者へのヘルス・ケアが、政府によっておこなわれているという国もあります。私どもとしましては、現在、生活の質ということに関心をもっています。例えば、マレーシアの場合では、高齢者が非常にふえています。ここにおいて、私どもは高齢者にたいして焦点を絞っておりまして、高齢者の方々の生活の質をたかめるということを重視しております。協同組合としましては、いろいろな事業に忙し

すぎて、高齢者に関して十分目が行き届かないということがあると思います。むしろ、利益があがるところに集中しすぎて、高齢者をないがしろにするところがあるかもしれません。

日本では、19世紀からこの運動が始まりまして、貧困者を対象としての活動をされてきた時期もありました。日本では現在高齢化がすすんでおります。60歳～80歳、90歳の方々が増えています。こういった、高齢者にたいしては生活の質を高めることで、さまざまな活動ができると思います。つまり、貧困者に対しても十分なサービスを提供しようと思いますが、しかし、寿命を長くするということとともに高齢者に対しても十分なサービスを提供したいと思うのです。例えば、50才～60才になりますと、心臓の病になる可能性が高くなってきます。そのような分野にこそ、医療協同組合としては、いろいろな活動を展開できると思います。そうしますと、生活もより充実すると思います。つまり、貧しい人達とともに、生活を改善し、寿命をのばし、ひいては高齢者の生活を改善するということが重要だと思うので、我々もそういった分野に今注目しています」(同、97 - 98 ページ)。

マレーシアでは、「マレーシア医師協同組合」が設立されている。また公的な医療保障制度が比較的整備されている。マレーシアやシンガポールのような新興工業国では、医師協同組合が先行している。医師協同組合については医療専門職の自主性あるいは職能主義という文脈で、後に改めて述べることにする。

さて、公的施策の立ち後れに対する、いわば貧困者の医療面での自衛・防衛という契機は、医療協同組合運動の一つの源流であることは、1992年のフォーラムでも異論はなかった。問題は、どの国でも、いつでもそれが最優先するのにか否かであった。この論点は、長野県厚生連佐久総合病院院長の若月俊一氏の発言が、上記の議論に関しては、氏の長年の実践を踏まえた1つのまとめになった。

「私の意見では、日本の場合は、貧困者を対象にするということを一概にすえなくてもいいと思うのです。実際は、貧困との闘いなのです。実際はそうなのですが、貧困ということをはッキリ前にださなくても、日本の医療全体には非常に改革しなければならない問題が沢山ございます。医療費の問題、医療機関

の分布の問題、医療の質の問題等々ずいぶん沢山の問題があり、それが必ずしも貧しい人やお年寄りの問題だけではないのです。しかし、貧しい人やお年寄りに特にフォーカスを置くということについては、全く賛成で、同じ気持ちです。ことに、農村なんかは若い人はみな都会に行ってしまい、老人が非常に増えていますから、老人の医療問題は非常に重大です。

そういう事を全部含んでいます、地域の実情に応じてやると、協同組合運動とはそういうものではないかと思えます。協同組合自身がこれからの資本主義、現在の独占的な資本主義に対する闘いといえるわけですから。貧しい者や、困っている者や、お年寄りを対象にしていることは、当然だと思えます。——

私どもの仕事1つ1つが、地域住民の民主的な意識を高めるための運動にもつながっていると私はおもうのです。そういう意味で、ひとつひとつの仕事が非常に個別的な、具体的な仕事のようにみえますが、その仕事自身は、広く民衆の民主主義的な意識を高めるために皆繋がっているという意味で、問題をあまり細かく分けなくて、協同組合運動を発展させるというような意味で、幅広くやっていったほうがよいのでは、というのが私の意見でございます」(同、102-103ページ、なお若月氏は「まさに『提携の時代』——国際医療協同組合フォーラムに出席して」を、『文化連情報』1992年12月号に掲載しているが、そこでもインド代表の発言に関する自身の意見を述べている)。

4 医療従事者の自主性の擁護あるいは発揮を 契機とする保健・医療協同組合

すでに触れた論点であるが、医療協同組合には生産者協同組合に属するものも少なくない。正確に言うならばヨーロッパではこれが主流である。スペイン、スウェーデン、それに精神医療に関わるイタリア(イタリアの精神医療・リハビリテーションに関する協同組合については、日野秀逸他、『医療における住民の参加・協同』、日本生活協同組合連合会医療部会、1990年および全国精神保健研究会編、「特集 トリエステ精神保健の真価」、『季刊ゆうゆう』、No. 14、1991年を参照)の協同組合は生産者協同組合である。

まず、医師協同組合について述べよう。筆者にも、世界のどの国に、どのような医師協同組合が存在するかは、正確に把握できていない。しかし、スペインをはじめとするヨーロッパ、マレーシアなどのアジア、ブラジルなどの南米と、医師協同組合は広範に存在している。筆者が知る限りでは、強力な指導性と個性を持った医師が、医師の専門家としての自主性を公的制度による一定の制約から守り、また営利的な資本による大規模医療経営から自主性と併せて自らの経営を守ることを契機に、協同組合化が始められている。

例えば、1967年に設立され現在56000人の医師を組合員とするUNIMED協同組合の創設者で理事長のエドムンド・カスティリョ医師は、1992年のフォーラムにおいて、設立の経過を次のように述べた。

「1966年に政府は国立社会保障研究所を通じて、もし企業が従業員に医療サービスを提供する意志があるならば、各労働者の賃金の5%を天引きしてもよいと認めました。その時期に営利的な医療が形成されたのです。医師会は全体としては、従来普通にみられたような、企業が財政的蓄えがあるにも関わらず低い水準の医療を提供する内容の労働協約を結ばないようにするキャンペーンを張りました。しかし患者たちは低い賃金で雇われた新米医師の診察を受けるのが普通になり、医療界にとっては脅威になってきました。医療水準は利潤によって決められることになりました。

同時期に、ブラジルの主要な港湾都市で労働組合の伝統の強いサントス市では、医師同業組合の組合長でこのような状況に関心を示していたエドムンド・カスティリョ博士が全国的な保健政策をとりまとめる責任を引き受け、市の各界の代表たちを訪問することになりました。彼の話の中で強調された基本方針は次の通りです。『私は国家的医療も商業的営利医療も信用しない。私が信頼を置いているのは地域の在野の勢力が主導権を発揮することである。我々が必要なのは、保健問題に関わる地域社会の全ての関係者が参加する地域健康保険であり、参加者みんなの問題の解決にあたり、サービスの各段階を通じて結果に責任を負い、資源の統合的利用に関わり、計画執行の分権化に関わることである』。

保健営利業者からの脅威を考慮してサントスの医師同業組合は次の結論に達しました。保健営利業者に有効に対抗するには医師たちに対抗手段を示す以外

に道はない、という結論です。カスティリョ博士は医師同業組合の組合長として民間の非営利組織を作る決心をしました。この組織は完全に市民に開かれたもので、診療所も補助的サービスも病院も自由に選択できて、彼の持論に等しく医療倫理と患者に対する良質の治療を保障するように運営されたのです。これがUNIMEDが辿った道です。その中で企業活動の標準化を進めつつ集団を形成したのです。——[協同組合は]全国で5000ある市のうちの2600以上で展開されています。この経営を担っているのは56000人の医師であり、彼らは顧客を差別しないという倫理的—協同組合主義的な哲学に導かれているので、良好な医師・顧客関係を保つことができます。また、医療施設においては連携したメンバーたちがより良好な治療を目指して完全に自治を享受しています。——豊かな経験と発想を集合させてUNIMEDは毎年イベントをやっています。そこではブラジルの全ての医療協同組合が一同に会し、UNIMEDが達成した課題の水準をさらに越える、専門職の尊厳と集団的保健組織を防衛する確かな実践と倫理的アプローチに関わる、多様な諸問題を論議します。」(同、55 - 56ページ)

みられるように、医師のプロフェッショナル・フリーダムおよび経営の擁護を、地域・住民の要求と結合させて実現する、というのが基本的立脚点である。私は国家的医療も商業的営利医療も信用しない、という「哲学」はスペインのバルセロナにある大規模な総合的医療協同組合（医師協同組合および医療施設利用消費協同組合という生産者協同組合と消費協同組合を中核とし、さらに保険会社や各種の協同組合を擁する複合的組織であり、全体の指導は医師が担っている）の指導者であるエスプリウ氏が唱える「保健・医療協同組合主義」「統合的協同組合」と共通している。それは、1992年のフォーラムにおいて、エスプリウ氏の報告（本人は心臓発作のため出席できず、同財団のポルレス医師が代読した）によれば「個人の自由という大枠の中で共通するニーズを満たそうとする」のであり、「従来型とは異なる保健・医療様式を実現しようという共同の努力を結集することを意味します。それは商業主義からも公営主義からも自由な、共通の利益と社会的サービスを目的とするものです」と説明される。なお、上記の医療施設利用協同組合の組合員は主として中・高所得層であり、「エスプリウ博士の保健・医療協同組合主義に基づいて設立された医療機関では、患

者があらゆるレベルの医師を選択できて、付き添い人用の調度品が備えられた個室が用意され、支払は協同組合によって給付対象になっている」(同、93ページ)という報告に照応している。

以上は生産協同組合でも小資本協同組合という性格のものであったが、もう1つの生産協同組合化の契機は、保健・医療労働者の自発性・働きがいという文脈に置くことができる性格のものである。ここでは、筆者が1993年9月に訪れたスウェーデンの協同組合診療所について述べる。

スウェーデンで最初の保健・医療協同組合であるアッカ地域診療所協同組合は、ストックホルム市に隣接するヴェストハーニゲ市のアッカ地域にある。診療所へ行く途中、所在を通行人に尋ねても知らないというので、まだ知名度は高くなさそうである。診療所は、地域の福祉事務所や協同組合薬局などと同じ建物に入っている。

理事長で準看護婦のサラ・ソーダルヴェリーさんと、経営部長で地区看護婦のアグネータ・カンペルさんに、現状と協同組合化を行った理由を聞いた。アグネータさんの説明はこうである。「ここは、1993年4月から正式に協同組合として発足した施設です。かつては県の施設であり、私たちは県の職員でした(現在でも、スウェーデンでは医療施設は原則として県の管轄下にある)。現在、医師が6人、地区看護婦が6人、看護婦が3人、準看護婦が6人、理学療法士が3人、秘書兼事務員が3人働いています。忙しいときには外部から雇うこともあります。私たちは、地域の住民の診療の他に、学校医としてサービスを提供することもありますし、これからは市の老人サービスセンターやナーシングホームなどにも医療サービスを提供して収入を得るようにしたいと考えていますし、企業からサービスを提供して欲しいという申し込みもあります。ただし今の所は法律的な手続きに習熟していないので、契約は進んでいませんが、仕事を開拓する意志は大いにあります」(前出、『ヨーロッパ医療紀行』、23ページ)。

次に県の職員から協同組合員に身分が変わったが、それによってどのような変化が生じたかを尋ねた。

アグネータさんは次のように答えた。「かつて県の職員だったときにも現場で

働くものとしての立場から、いろいろとやりたいことがありました。しかし、公務員であり、労働協約なども含めて専門職としての働きかたについての思いは相当に抑制されていました。1980年代の後半から90年代初めにかけて、新しい可能性を模索していたのですが、協同組合について勉強するコースが政府によって準備されましたので、そこにも職員を研修に派遣しました。ここで学んだことが、私たち現場の労働者の気持ちとしっくりきたので、協同組合化を真剣に考えることにしました。この研修は、『協同組合開発局』で行われたものです。県当局が年間に100万クローネを予算化して研修コースに派遣できるようにバックアップしてくれました」(同前、24ページ)。

ここに出てくる「協同組合開発局」はスウェーデン社会民主労働党が政権についていたところに協同組合を多様な領域にも導入しようとして設立したもので、中央にも各県レベルにも作られている。

次いで、協同組合に移管して変化した主なことについて尋ねた。

「いろいろなことがらの決定が患者さんに近いところで早く行われるようになりました。これは、診療所で働いている者にとっては、自分たちが診療所の運営に直接に影響を及ぼすことができている、決定に参加しているという実感となって来ました。また、決定に参加すると言うことは、職員の責任感を大きくしました。県から言われたことをこなしているのではなく、自分たちで決めたことを自分たちが責任をもって実行するという感覚になってきたのです」(同前、24ページ)。

協同組合への移管に伴う諸問題、例えば、協同組合化によって医師の確保に変化が生じたかという問いに対して、アグネータさんの答えは「スウェーデンでは産別労働組合と国との間に労働協約が締結されていて、県の職員であろうが協同組合の職員であろうが、基本的な待遇は全国的に統一されているので、変わりはありません。しかし、協同組合の方が医師の評判は良いと言えるでしょう。なぜならば、剰余金が生じた場合には、それを新しい設備への投資や、医師の研修に使える可能性があるからです」(同前、25ページ)。

また、医師を含めた職員の雇用は誰が決めるのかという質問に対しては、「自

分たち職員が決定します。職場には雇用委員会があり、そこで面接をして決めています。決定に際しては、その人の医療に対する考え方を重視しています」(同前、25ページ)と答えた。

協同組合の性格に関しては、完全に労働者協同組合であり、組合員になることが出来るのは、職員だけである。このことは定款に定められている。当然ながら住民の参加という問題に関心があるが、この点については、「住民は医療機関を選択することによって、間接的に意志表示をしている」(同前、26ページ)と答えた。つまり、良いサービスを提供しなければ、住民に見放されると言うことであり、住民の支持を得るための競争が、医療機関に対する住民の意思を反映するという考え方であった。また、経営内容の公開についても質問したが、職員に対しては公開するが、住民にはその必要はないということだった。会計監査にも住民は加わっていない。

ところで、世界でも国と自治体の責任による公的な社会福祉が完備していることではトップクラスのスウェーデンで、なぜ協同組合が社会福祉・社会保障分野に登場しているのか、という疑問が生ずるのは当然であろう。この点については、1992年のICA東京大会に参加し、また第1回国際保健・医療協同組合フォーラムにも参加した、スウェーデンのイエテボリ市のヨブリン氏とテルネグレンさんの報告が参考になる。

オヴェ・ヨブリン (Ove Jobring) 氏はイエテボリ大学経済学部助教授であり、エヴァ・テルネグレンさんは (Eva Ternegren) さんは「イエテボリ協同組合開発局」のスタッフである。2人はICA大会の関連行事として開催された「東京フォーラム」で、「スウェーデンにおける新たな協同組合の展開——児童ケアと保健・医療分野の経験から」と題する報告を行った。その内容にしたがってなぜスウェーデンの医療で協同組合なのかを考えてみたい (Ove Jobring, Eva Ternegren: 'Development of New Co-ops in Sweden——Experiences from the child care and health care sector', WHAT ARE THE VIABLE CO-OPERATIVE MODELS AND CONTRIBUTION FOR THE FUTURE? Proceedings of the Tokyo Forum, 1992. The Preparatory Committee of the International Co-operative

Research Forum, Japan.)。

まずスウェーデンの福祉制度は2つの原理に立脚してきた。1)全ての人が入手できるように、財政を公的な歳入 (public revenue) で賄うべきこと。2)公的に財政が賄われる領域はサービス供給も国や自治体が行うこと。

現在でも1)の原則は全ての政治勢力が支持している。しかし、2)については国と自治体の供給の独占は最近疑問視されている。特に保守・中道政権が1991年に成立してからは、供給主体の競争と多様性が強調される傾向にあったが、1994年の総選挙では、社会民主労働党が政権に復帰したので、この傾向が弱まるものと思われる。また供給の効率も問われてきた。多様性と選択性という点では、まず教育の分野から動き出した。特に就学前教育施設で実例が出た。この点では保育労働者も両親も共に自由度の高い、自分たちの意見が直接に反映される施設を求めたのである。保健・医療分野でも同様であり、スウェーデンの社会サービスの中ではこの2つの領域で協同組合化が先行した。念のために強調しておくが、スウェーデンにおける供給面での一種の「民営化」は、公的財政責任を前提として展開されたのである。財政までも、個人や家族の負担に転嫁する我が国の「行革型民営化」とは話が違うのである。

協同組合化の推進力の1つは消費者側、つまり、両親や患者の要求でもあった。消費者側の要望は、かなり以前からのもので、中心は自分たちの意見をもっと公共サービスに反映させたいということである。つまり、大規模化し、人格的なつながりが希薄なサービスではなく、血の通ったキメのこまかなものであって欲しいということである。

一方、供給者側つまり労働者側の要求もまた独自に存在していた。彼らは、歯車の一つとして定められた仕事をこなすという働き方ではなく、もっと自分たちの意見が直接に働く場に反映されることを望んだのである。この点は、アッカ診療所協同組合のアグネータさんの話にも出たところである。こうした要求を満たす組織形態として協同組合が選ばれたのである。この場合の協同組合はサービスの量的不足を補う防衛的協同組合から、労働者の働き方や生き方の質に迫る協同組合へと変化している。もちろん、そこには、供給主体の多様化を通じた競争の組織化、医療費の抑制という政策目的が含まれていることは否定

できない。

ヨブリン、テルネグレン報告では、興味深い事例を紹介している。スウェーデン南部にあるフストムタルナ就学前学校は、1991年に自治体からその労働者に移管された。「自治体に雇用されていた就学前学校の教師たちの多くは、専門的な役割を発展させ拡大し、もっと大きな責任を果たし、仕事の在り方に対する権限を強め、能力を高める機会を持ち、そうしたことによって自分たちの労働の満足度を高めようと思っていた」と述べている。アッカ地域診療所協同組合で聞いた話とよく似ている。

こうしてみると、スウェーデンの保育や医療の労働者協同組合には、専門職としての自由な発想や責任感を重視した施設にしたいとか、労働の満足という、いわば自己実現に関わる要求が推進力になったものが多いと思われる。国によって協同組合化の推進動機に多様性があることを忘れてはならない。

5 住民参加と医療の民主的改革の 自覚的追求——日本の医療生協

本稿は主として世界の動向を論ずることにしているが、保健・医療分野の協同組合における日本の、特に日本生活協同組合連合会医療部会の経験の重要性を考慮して、協同組合の契機という視点から手短かに述べておく。

スウェーデンの場合の供給主体の多様化は、単純に政治的背景あるいは経済的・財政的理由から導かれたのではなく、消費者の参加と供給者の自己実現・満足のいく仕事という、いわば一層深いレベルでの人間的欲求を実現するという性格を有する推進動機が強いことを指摘した。医療協同組合の役割も「不足を補う」仕組みから一段と高いものになっている。しかし、この点では「国民皆保険」下の日本で保健・医療協同組合運動が170万世帯を組織して発展しているという、先駆的経験を有している。つまり、医療サービスの不足を自主的に補うというだけであれば、国民皆医療保険によってその任務は達成されたので保健・医療協同組合は歴史的任務を終えて、歴史の舞台から去って行かざるを得ないという論理になるが、現実には、わが国の保健・医療協同組合は皆保険

達成後に大きな発展を示したのである。その理由は、第1回国際保健・医療協同組合フォーラムで日本生活協同組合連合会医療部会の報告が適切にも次のように述べている。

「貧困と病気は非常に密接な関係にあり、暮らしを維持する上で健康・医療への庶民の願いは極めて大きなものでした。こうした事情が協同組合による医療事業を日本に根づかせたのだといえます。これらは、1960年代半ばにすべての国民に社会保険制度が適用されるいわゆる『国民皆保険制度』の確立まで続きます。この時代の協同組合の医療事業の主とした役割は、所得の低い人々の医療費問題の軽減と無医地区への医療供給活動でした。」「徐々に暮らしが豊かになっていきました。同時に疾病、暮らし、地域社会、社会環境等が大きく変化しはじめます。この変化はいまでも続いています。それとともに医療生協の役割も大きく変わり、活動も変化していきました。これまでの日本では伝染性疾患、急性疾患が主な『死に至る病』でした。それが成人病、慢性疾患が主流となりました。成人病には、住民自身の手による日常のくらしや労働のあり方を見直し、不健康な要素をとりのぞく働きが基本となります。医療機関もこうしたくらしの活動の支援までふくめた医療活動が求められてきます。日本の医療制度は、予防と治療は制度としても完全に分離されています。医療機関での健康生活への支援活動は望めません。また長い間医師や医療機関の『管理下』におかれていた日本の患者、国民は医療に主体性を持って臨むという習慣を持ち合わせていませんでした。

医療生協における独創的な保健活動はこうした背景から生まれ、多くのひとびとの要請にこたえるところとなり、医療生協が大きく発展する重要な要因の1つとなっています。

くらしや社会の変化は、家族や地域社会のあり方に変化をもたらしました。日本特有の『家族制度』は多くの弊害をもち、民主主義社会にそぐわないものです。しかし、『三世代同居』といわれるくらしのあり方の中で、くらしの知恵が祖父母、父母から子や孫へ生活文化として受け継がれていくのには、一定の役割を果たしていました。また家族の病気や育児、老後などに家族が助け合う機能ももちあわせていました。家族の変化は「核家族化」といわれる変化で小さ

く（一般には夫婦と1人か2人の子供）なると共に、若者世帯と老人世帯とに分離しはじめました。この傾向は一層つよまるでしょう。このなかで、これまで各家庭がもっていた育児や生活、療養などの知識や技能が若い世代に継承されにくくなり、家庭の保健力や育児力、介護力が年ごとに貧しくなっています。当然医療問題としても無視できない状況でもあります。日本の地域社会は『向こう三軒両隣』といわれる近所付き合いを大切にしてきました。農村では農業を維持していくための共同作業の推進力となります。都市部にあっても、『遠くの親戚より近くの他人』といわれるように、この近所付き合いが日常的な暮らしの協同、助け合い機能を持っていました。1960年代以降の社会の変化はこの近所付き合いを極めて希薄なものとして、農村でも都市部でも暮らしの互助機能は果たしえなくなりました。家族の変化での保健力等の低下を地域社会の互助機能で支えることも難しくなりました。

保健活動はこうした家族や地域社会の変化の中で、くらしの場で組合員の協同の努力をつくりだし支える組織が必要となりました。日本の生協運動が創造した班活動は医療生協においても非常に大切な役割をはたしているのです。班とその活動が医療生協発展のもうひとつの重要な要素であります。1960年代、日本の政府をはじめ多くのひとから、国民皆保険制度のもとでは医療費対策として機能してきた医療生協の必要性が無くなるだろうと指摘されていました。しかし、事実はそのころから普及しだし、大きな組織として発展しはじめました。それは家族や社会や疾病の変化に対応しうる活動の展開があったからであります」(前出、46-47ページ)。

以上、保健・医療分野において国際的に急速に進展しつつある協同組合が、社会的機能の面から主としていかなる契機によって設立・発展してきたのかを、とりあえず情報提供的な文章にまとめた。しかし、この分野の情報収集は極めて不十分であり、これからの調査によって輪郭が明らかになるであろう。そのため取り組みも、地域規模、世界的規模で進みだしている。

6 マルクスとエンゲルスの協同組合論

6-1 マルクス・エンゲルスの協同組合論を検討する意味

既述のように1980年のICA大会において基調報告を行ったレイドローは、生産者協同組合への注意を喚起したが、その直接のきっかけとなったのはスペインのバスク地方のモンドラゴンの労働者協同組合の展開であった。モンドラゴンの協同組合セクターによる地域おこしの壮大な取り組みを始めたのは、マルクスの影響を強く受けたアリスメンディアリエタ神父であった。この意味でもマルクス、エンゲルスの協同組合論の全体像の確認は必要な作業であろう。

さらに言えば、協同組合運動は労働組合運動とならんで、近代労働者階級の2大活動領域として登場してきたという経緯がある。つまり、協同組合運動は社会主義運動と、そして協同組合論は社会主義論と不可分の関係にあったし、今もある。

比較的近年に出版された協同組合の思想的・理論的系譜に関する著書は、少なからぬスペースを社会主義と協同組合の関係に充てている。しかし、マルクス・エンゲルスの協同組合に関する理論的・政策的考察を独自に系統的にあつかったものは見あたらない。他方で、オーエンやレーニンなどには、独立した章や節が充てられている。私見では、マルクスとエンゲルスの仕事は、社会主義の側からの協同組合論として、独自の意義を有するとともに、言うまでもなくレーニンの協同組合論の基礎をなしており、ソ連邦における、そしてソ連型「社会主義体制」における協同組合のスターリン的偏向、逸脱を測定する定点としても、彼らの協同組合論の全体像を確認することは、少なからぬ意義を有するのである。

若干の例を示そう。前出の松村善四郎、中川雄一郎著の『協同組合の思想と理論』は、「協同組合思想は、一般に、近代資本主義の確立過程で生起した社会経済的・産業的激変——産業革命——が生み出した諸々の事態に対応して形成された社会思想の一つであり、『共同の生活』や『共同の生産と消費』という理念を掲げた労働者階級が協同組合組織を通じて実現しようとした理念である、と言

えよう」(中川執筆、4ページ)と規定し、協同組合思想を基本的には労働者階級の理想の一部をなすものと位置づけた上で、叙述している。しかし、目次には、章としても節としても、ベラーズやオーエン、シュルツェ・デーリッツ、ライファイゼン、フーリエ、ルイ・ブランは出てくるが、マルクス・エンゲルスは出ていない。もちろん、資本主義における労働者階級の生活問題発生メカニズムや、小資本が独占資本の圧迫にさらされ、それへの対抗手段として協同組合を組織する必然性の論証に、マルクス・エンゲルス理論が援用されているが、協同組合論としての独自のあつかいはなされていない。

今井義夫の『協同組合と社会主義』(新評論、1988年)ゴルバチョフ、オーエン、ゲルツェン、ドブロリュエボフ、チェルヌイシェフスキー、レーニン、スターリン、チャヤノフは取りあげられているが、ここでもマルクス・エンゲルスの協同組合論は、章も節も与えられていない。くりかえすが、資本主義社会、社会主義における協同組合成立の必然性を論証するものとしての、マルクス・エンゲルスの経済理論一般は、各文献で随所に援用されている。しかし、協同組合に関する広範な理論問題や政策問題に取り組んだ彼らの業績の全体像を、独自に扱うという仕事は、なされていないといつてよかろう。その理由は、現時点では筆者にはつまびらかでない。しかし、協同組合・協同組合運動が労働者階級そして社会主義思想と深く関わるものであれば、科学的社会主義の礎石を築いたマルクスとエンゲルスの協同組合論に、しかるべき関心が払われてよかろう。

同様の事態は、日本生活協同組合連合会医療部会の職員を対象とする通信教育の『医療生協の歴史と特徴』(1990年)というテキストにも表れている。外国の協同思想の形成者として取りあげられているのは、レヴェラーズとディガーズの思想、オーエン、ウィリアム・キング、フーリエ、サン・シモン、プルドン、シュルツェ・デーリッチ、ライファイゼン、レーニンである。

以上のような研究状況からして、マルクス・エンゲルスの協同組合論を系統的に研究することの意義は、協同組合思想史・理論史の間隙を埋める意義を持つし、国際協同組合同盟が西欧での消費協同組合の苦戦に直面し、将来展望を模索した最初の記念碑的な「レイドロー報告」が、マルクス理論の強い影響の

下に展開されたスペインのモンドラゴンの実践に、強い刺激を受けて、消費のみでなく、生産にも労働者協同組合が積極的にとりくむ戦略を定めたという事実にも照らしても意義を持ち、またわが国ではマルクスの協同組合論がもっぱらレーニンをフィルターとして展開され、かつレーニンの協同組合論や政策が、スターリンのそれと明確に区別されて受けとめられたか否かが必ずしも分明ではなく、分明にする基準がマルクス・エンゲルスの協同組合論に求められうるといふ理由からも、意義を持つ。

いうまでもなく、量的にも質的にも巨大な仕事をなしとげた人物に共通する事情が、ここでとりあげる2人にも関与してくる。それは、理論と思想の発展、しかも大きな発展という事情である。したがって、ある1時期、とりわけ若い時期の言説をとりだして、これぞマルクス、エンゲルスの真意であるとするわけにはいかないのである。

本稿では、全著作に目を配り、協同組合論の重要な論点について、彼らの見解を経年的に確認する。同時に、見解の発展が見られる場合には『資本論』及び1867年の資本論第1巻刊行後の見解を重視する。科学的社会主義の最も基本的な、かつ体系的な著作として、『資本論』をあげることが妥当だからである。

6-2 協同組合活動家であったマルクス・エンゲルス

しかし、念のために確認しておくべきことがある。それは、1つは彼ら自身が20代のときから、労働者の窮乏を救うための組織的手段として、協同組合を設立することに関わった経験があるということである。マルクス26歳、エンゲルス24歳のときの手紙を出しておく。

「われわれは今どこでも公開の集会を催して、労働者を向上させるための団体を設立しようとしている。それはゲルマン人のあいだにすばらしい運動を起こして、世間の注意を社会問題に向けさせている。このような集会は、警察に照会することもなく、無造作に開かれる。ケルンでは会則起草委員会の半数をわれわれの仲間が占めた。エルバーフェルトでは少なくとも一人はそのなかに

いた。そして、合理主義者たちの助力によって、われわれは二つの集会で信心家どもにひどい痛手を与えた。非常な多数をもっていっさいのキリスト教的なものが会則から追放された（全集27巻、エンゲルスからマルクスへの1844年11月19日付け手紙、9ページ）。

〔ケルンでは一八四四年十一月十日の、五百名——工場主と労働者、官吏、手工業者、知識人——が参加した集会で、労働者階級福利協会という名称にたいして論議が行なわれ、公共救済=教育協会を設立しようとする発議がなされた。この集会には、G.ベルゲンロート、J.ビュルガース、ルドルフ・カンブハウゼン、ゲルハルト・ヨーゼフ・コンペス、カール・デスター、ゲオルク・ユング、グスタフ・メヴィセン、ダゴバート・オッペンハイム、フランズ・ラヴォ、ルドルフ・シュラムというような、かつての『ライン新聞』（一八四二、一八四三年）の株主や協力者が多数参加した。このうちの数名のは協力者やその他の急進的=民主主義的および社会主義的知識人の代表者は積極的に行動した。

それについてエンゲルスが述べている選出された定款起草委員会は、一八四四年十二月十二日の『ケルン新聞』に定款草案を発表した。それはドイツ国内での同じような企てに大きな影響を及ぼした。この草案のなかで公共救済=教育協会の目的として挙げられたものは、救済および健康保険組合の設立（斜体は原文では傍点）、無宿者および生活困窮者の扶養、組織的な職業紹介、住宅建築=、消費=、生産協同組合の設立、手工業者と生産協同組合員のための信用金庫と販売市場の創設、手工業者学校と実業学校の設置ならびに労働者と手工業者のためのよりすぐれた職業教育であった。官憲はこのような定款を承認しなかった。ところが一八四五年の三月十六日、三十一日、四月十三日にひらかれ、千名以上が出席した協会の総会では、それが満場一致で採択された。そこで州長官は以後集会を開くことを禁止したが、定款の最終的な認可拒否を通告したのはようやく一八四五年十月になってからであった。

このような対決がつづいているあいだは協会はまだ活動を行なうことができなかったから、しかも一八四四—一八四五年の冬にはケルンにおける窮乏はますますふかまり、一八四五年春にはその極に達したので、委員会のなかのもっとも積極的で果敢な代表者は他の数名の共産主義的思想をもった民主主義者た

ちと共同して、一八四五年三月に、当面する窮乏打開のための協会をケルンに設立した。そこで指導的な役割をはたしたのはG.ベルゲンロート、C.H.ダーレン、ローラント・ダニエルス、ドクトル・カール・デスター、ゲオルク・ユング、J.A.レルゲン、カール・シュナイダー、ヨーゼフ・ヴァイデマイアーであって、ほとんどすべてがマルクスとエンゲルスの知人ないしは親友であった。一八四五年三月二十日から、当面する窮乏打開のための協会は毎日なん千もの人々に無料で食料を支給し、困窮者収容所をつくり、また医療の世話をした。協会の協力者はこのほかにも一八四五年の夏まで、ケルンのプロレタリアートの窮状ならびに資本家の横暴に関する調査を行なって、新聞、特に『ゲゼルシャツツシュピーゲル』紙上でその中傷に立ち向かった。p.526-527——ドイツ語版全集編者による注解]。

もう1つは、後にも触れることだが、やはり早い時期からプルドンの、小ブルジョア的協同組合主義との闘いを通じて、協同組合に関する深い認識を必要としたし、実際にも身につけていたということである。

「プルドンは、グリューンが翻訳している新しい未刊の著書のなかで、貨幣を無からつくりだしてすべての労働者を天国に近づけてやるという一大計画を立てている〔一八四六年にパリで刊行されたプルドンの『経済的諸矛盾の体系、または、貧困の哲学』を指している——注解〕。——では、この世界救済計画の雄大さを聞こう。要するに、イギリス人にはずっと以前からあって十回も破産したレーバー・バザーまたはレーバー・マーケット〔レーバー・バザーまたはレーバー・マーケットと言っているのは、Equitable Labour Exchange-Bazar（労働生協産物の公正な交換のためのバザー）のことで、これはイギリスのいくつかの都市に労働者の協同組合によってもうけられていた。最初の労働バザーはオーエンが一八三二年九月にロンドンで設立したものである。それは一八三四年の中ごろまで存続した。これらの労働バザーでは労働生産物が労働紙幣の媒介によって交換され、この紙幣の単位は労働時間だった。このような企図は、資本主義的商品経済の諸関係のもとで無貨幣交換を組織しようとするユートピア的な試みであって、やがて失敗に終わった——注解〕とちっとも変わりはない。す

すべての部門のすべての手工業者の組合。大きな保管倉庫。組合員から引き渡されるすべての製品は、正確に原料費・プラス・労働によって評価されて、同じように評価される他の組合生産物で支払われる。組合のなかで消費されるよりも多く供給される者は物は、世界市場で売られることになり、収益は生産者に支払われる。このようにして、ずるいプルドンの思惑では、彼も彼の組合員も中間商人の利潤を回避する。そうすれば彼は彼の組合資本にたいする利潤も回避するのだということ、この資本やこの利潤は、回避される中間商人の資本や利潤と正確に同じ大ききでなければならないということ、だから彼は左手で得るものを右手で捨てるのだということ、こういうことにはこの精密な頭脳は考えつかなかった。彼の労働者たちは、そうしないではばばらにでも同様にうまくやって行けるだろうから、必要な資本を出すはずがないということ、組合によって費用の節約ができるかもしれないとしても、大きな危険はそれを帳消しにして余りあるということ、要するにこの話の帰着するところは今の世のなかから利潤は消してしまうが利潤の生産者たちのほうはすべてそのままにしておくということ、それはほんとうの渡り職人小唄で〔渡り職人〔Straubinger〕——ドイツの遍歴手工業職人。マルクスとエンゲルスが渡り職人と呼んでいたのは、古臭い同職組合観念や偏見に支配されていたドイツの手工業者のことであって、彼らは、資本主義的大工業から小規模な手工業に帰ることが可能だという反動的な小ブルジョア的な幻想にとらわれていた。——注解〕、大工業や建築業や農業などをはじめから除外しているものだということ、彼らはブルジョアの利益にはあずからないでただその損失を負担しなければならないだけだということ、すべてこれらのことやその他の無数のわかりきった異論を、彼は、自分のもっともらしい幻想に夢中になって、忘れていた」(全集27巻 エンゲルスから共産主義通信委員会への1846年9月16日付け手紙 39-40ページ)。

この文脈でもマルクスとエンゲルスのオーエンによる協同組合の実践にたいする、深い関心が理解できよう。

6-3 資本主義に取り残される小生産者の「後ろ向きの」 協同組合への正確な位置づけ

協同組合には、その構成員によって分類すれば大きくは、資本主義以前に一定の経済的役割を果たし、同時に資本主義の発展によって駆逐される運命にあった、小規模の農奴使用地主や小親方などの封建的性格を色濃く持つ小生産者の組合と、労働者を組合員とする労働者協同組合と、農民などの小資本を組合員とする組合の3つに分類される。

マルクス・エンゲルスは、資本主義に封建的立場から反対する小生産者の協同組合にたいする評価を、次のように述べていた。

「これらの農民には自分たちを共産主義的に組織することは可能でなかった。なぜなら彼らには、共産主義的連合の第一の条件たる共同的経営を遂行するためのすべての手段が欠けていたからであり、また土地細分化はむしろただ、そのような連合にたいする要求をのちになってよびおこした諸条件の一つにすぎなかったからである。一般に共産主義的運動はけっして田舎からではなくて、いつもただ都市からのみ出発しうる。」(全集第3巻、「ドイツ・イデオロギー」、pp. 377-378)。

ロシアのトカチーフは、ロシアで社会主義革命を実現すると主張した。「しかもそれは、プロレタリアートもブルジョアジーもようやくちらほら、低い発展段階で現れてきているにすぎない社会状態のもとでのことなのである。しかも、ロシア人はいわば社会主義の選民であり、アルテリと土地の共同体所有とをもっているから、こういうことができるというのである。

アルテリについては、トカチーフ君は事のついでに述べているだけだが、それはすでにゲルツェンの時代以来多くのロシア人のあいだで神秘的な役割を演じているので、ここにあわせてとりあげることにする。アルテリは、ロシアに広く普及している一種の組合で、狩猟民族のあいだで狩猟のさいに見いだされるような、自由な協業の最も単純な形態である」(全集第18巻、エンゲルス、「亡命者文献」、1875年、555ページ)。

「きびしい気候のため多種多様な産業活動が必要となるが、その場合に都市の発達と資本との不足を、できるだけこうい／う協業形態で補うわけである。——アルテリの最も顕著な特徴の一つである第三者にたいする組合員相互の連帯責任制は、古代ドイツ人のあいだのゲヴェーレ〔Gewere〕や血讐などと同じく、もともと血縁の紐帯を土台にしている。——ちなみにロシアでは、アルテリという語は、各種の共同活動ばかりでなく、各種の共同施設にも用いられている。取引所も一つのアルテリである。——労働者アルテリでは、かならず一人の長が選出され、この長が出納係、簿記係などの役目、必要なかぎりは支配人の役目を果たし、特別の給与をもらう。こうしたアルテリは、次の目的のためにつくられる。

- (一) 一時的な企業のために。それが終了すればアルテリは解散する。
- (二) 同一業務の仲間たち、たとえば荷物運搬夫の仲間などのために。
- (三) 本当の意味で産業的な、恒常的企業のために。

アルテリは、組合員全部が署名した契約書によって設立される」(同、556ページ)。

「これでおわかりのように、アルテリは、自然に成立した、したがってまだきわめて未発達な協同組合であり、アルテリそのものはけっしてもっばらロシアだけのものでもなければ、スラヴだけのものでさえない。こういう組合は、必要にあるところではどこにもつくられている。たとえば、スイスの酪農業、イギリスの漁夫の場合がそれで、そこにはきわめて種々雑多なアルテリさえある」。

「ロシアでこの形態が優勢なことは、たしかに、ロシア人民のあいだに強い組合本能が存在することを証明しはするが、しかしロシア人がこの本能のたすけをかりてアルテリからいきなり社会主義的な社会秩序に飛躍する能力をもっていること証明するものではとうていしない。それには、なによりもまずアルテリ自体が発展能力のあるものとなり、既述のように労働者よりも資本に役だっているようなその自然生的な姿態を脱却し、すくなくとも西ヨーロッパの協同組合の立場まで高まる必要がある。——現代の協同組合は、すくなくとも、それが自慢で大工業を経営して利益をあげることができていることを証明した〔ランカシアの紡績業と織物業〕。アルテリは、これまでのところ、そうする能力がないば

かりでなく、もし発展をつづけていかなければ、大工業にぶつかって必然的に没落しさえする」(同、556-557ページ)。

ここでのエンゲルスの指摘は、レーニンが具体的なロシアの条件の下で、政策的に具体化した。アルテリは、基本的には社会進歩の立場には立ち得ず、むしろ反動的な役割を果たした。レーニンはアルテリが反封建的なツァーリ(ロシア帝政)に利用されていることを厳しく批判した。この問題は稿を改めて考察する。

6-4 資本主義のもとで労働者が組織する協同組合の意義

なによりもまず、マルクスとエンゲルスは、労働者が組織する協同組合を、資本家なしで労働者が企業を運営・経営できることを示す実物教育と評価した。

「イギリスの俗物新聞『スペクティター』一八六六年五月二六日付の報道によれば、ローロッチデイル協同組合の諸実験の根本的欠陥として、次のような発見をしている——『それらの実験は、労働者の組合が、売店、工場、およびほとんどすべての形態の産業の管理に成功しうることを示したし、また労働者たち自身の状態をいちじるしく改善した。だが、しかし、そのときこれらの実験は、雇い主たちのために明白な席を空けておかなかった』。“なんと恐ろしいことだ!”」(第一部 第11章、新日本新書版、577ページ)。

同様の論点は第3部でも表明されている。

「資本家が生産の機能者としては余計になったということは協同組合工場がこれを証明している。」(第3部、656ページ)。

「協同組合工場の場合には、監督労働の対立的性格はなくなる。というのは、管理人は労働者たちによって支払われるのであって、労働者たちに対立しているのではないからである。」(657ページ)。

エンゲルスの原注「私のよく知っているある場合には、一八六八年の恐慌後、ある破産した工場主が自分自身の以前の労働者たちから給金をもらう賃労働者

になった。すなわち、その工場は破産後、一つの労働者協同組合によって引き継がれ、かつての所有者は管理人として雇われたのである」(657ページ)。

上記の論点とも関連して、協同組合工場は利潤が資本家の「管理賃金」すなわち管理が優れていることへの対価だというブルジョアジーの主張が成り立たない証明としても立ち現れてくる。

「労働者の側で協同組合が、ブルジョワの側で株式会社が発展するにつれて、企業者利得を管理賃金と混同するための最後の口実もよりどころを奪い去られ、実際的にも、利潤は、理論的に否定しえないもの、すなわち単なる剰余価値、なんの等価物も支払われない価値、実現された不払労働として現れた。」(第三部、660ページ)。

この論点は、資本論第四部と称すべき『剰余価値学説史』の第22章「ラムジ」のなかで、より詳しく述べられている。

「労働の搾取は労働を必要とする。産業資本家の行なう労働が単に資本と労働との対立によって必要にされているにすぎないかぎり、それは彼の使用する監督係(産業下士官)の費用にはいるもので、すでに賃金の範疇に算入されているようなものである。これらの費用は、商業上の費用の大部分とまったく同様に、資本主義的生産の空費に属する」(全集26巻Ⅲ、463ページ)。

「そこで、監督労働として残るのは、ただ、何人かの個人の分業や協業を組織するという一般的な機能だけである。このような労働は比較的大きな資本主義的企業では総支配人の賃金によって完全に代表されている。その最良の実例を与えるものは、イギリスの労働者の協同組合工場である。というのは、これらの工場は、比較的高い利子を支払っているにもかかわらず、平均よりも大きな利潤を与えているからである。たとえば、総支配人の賃金、それはもちろんこの種の労働の市場価格によって規定されているのではあるが、この賃金は引き去られているにしても、である」(463-464ページ)。

工場制との関わりでは、オーエンの協同組合が、資本主義社会全体の改造と離れた、孤立的な営みであったことを指摘しつつも、オーエンがプルドンなどの「協同組合主義」とは異なって、工場制度が労働者階級を訓練・結合させ

ることの歴史的な進歩的意義をオーエンが理解して協同組合工場と協同組合売店を試みたと指摘している。(9)

「ロバート・オーエンは協同組合工場と協同組合売店の父であるが、それでも、すでに述べたように、この孤立的な転換要素の意義について彼の追随者たちがもっていた幻想など決してもっていなかったのもあって、彼は自分の試みにおいて実際に工場制度から出発しただけでなく、理論的にも工場制度を社会革命の出発点であると宣言した。」(第一部、864ページ)。

マルクスは、労働者が自分とは関係のないところで決められた労働目的や規律のもとでは、労働に対して消極的態度しかもてないのに対して、自らが所有する工場ならば自分の労働に積極的にとりくむと述べ、労働者が所有する工場の例としてロッチデールをあげている。

「先に見たように、労働者は実際に、彼の労働の社会的性格、すなわち共通の目的のための他人の労働との彼の労働の結合にたいして、自分にとって縁のない力にたいするものとして関係する。この結合の実現諸条件は、彼にとっては他人の所有物であり、その浪費は、もし彼がその節約を強制されないとすれば、彼にとってはまったくどうでもよいことであろう。労働者たち自身の所有する工場、たとえばロッチデールの工場では、このことはまったく異なっている。」(第3部、145ページ)。

ついでに、マルクスがロッチデールでの試みに深い関心を払っていたことを示す部分をだしておく。それは、「イギリス工場制工業の状態」(1860年)の次の文である。

「アレグザンダー・レッドグレーヴ氏とサー・ジョン・キンケードの報告書でなによりもきわだって興味ある部分は、ランカシャと、そしてある程度まではヨークシャとにおける工場の設立と運営とを目的とする協同組合の発展と拡張とにかんするところである。これらの協同組合は、有限責任会社法の通過後に増加したものであるが、ふつう労働者からなりたっている。各組合は一万ポンド以上の資本を持ち、資本は五ポンドと十ポンドの株に分割されており、組合

は応募資本にたいする一定の比率で借入れする権限をもっている。借入金は労働者やそれと同じような階級の人たちの小口資本からなりたっている。たとえばベリでは、そこで建設ずみの、およびなお建設中の協同組合工場を操業させるためには、三十万ポンド以上が必要とされるであろう。紡績工場では、紡績工や〔そこで〕雇われている人人が、しばしばその同じ工場の株主であり、賃金のために働き、また自分の株にたいする利息を受け取っている。綿織物工場ではしばしば組合員が織機を借りして、それをはたらかせている。自分で企業を始めるのにたいした資本を必要としないためにこれは労働者にとっては魅力がある。彼らは織機にすぐかけられる紡糸を買い入れて、布を織る。これで製造の作業は完了する。さもないと、彼らは取引相手のいずれかの工場主から紡糸を受け取り、織布を彼にかえすのである。しかしこの協同組合制度は綿紡績と綿織布にかぎられるものではない。この制度は、小麦粉、食料品類、反物などのようなさまざまな消費物資の商業にもおよぼされている」（全集15巻、77ページ）。

さらにマルクスは、この文章のあとに、以下の長い引用を行っている。

「一八六〇年五月十六日

ロッチデールには約12年間も『ニュー・ベーカップ・アンド・ウォードル商事会社』という商号の協同組合会社が存続してきている。同社は株式会社法にしたがって設立され、有限責任会社である。同社は、ロッチデール近郊のウォードルのクラフ・ハウス工場で操業を開始し、〔一株——訳補〕十二ポンド・十シリングの株で十万ポンドの資本を募集する権限をもち、このうち二万ポンドは払い込まれた。同社はそれから〔払い込み資本を〕三万ポンドにふやし、五年ほどまえにはクラフ・ハウス工場のほかに、スタックステッド近郊に百馬力の蒸気力を有するファー・ホーム工場という大工場を建設し、昨年十月に終わる半年間に同社は払い込み資本にたいして四割四分の割合で配当を支払った。』（パトリック氏の六月十一日の報告によれば、ニュー・ベーカップ・アンド・ウォードル商事会社は、『ベーカップ、ファー・ホーム工場』の名で、払い込み資本にたいしてさらに四割八分の配当を支払うことをちょうど発表したところである。——マルクス）

「そして現在では同社は資本を六万ポンドの額にふやしており、当地に近いスタックステッド近郊のファー・ホーム工場を大拡張したが、そのためには各四十馬力の〔蒸気〕機関がもう二台必要で、いまそれを据え付けようとしているところである。株主の大部分はその工場で働いている労働者であるが、労働者として賃金を受け取っており、経営委員会の年次選挙に投票するほかには経営には関係していない。私は今朝ファー・ホーム工場を視察してきたが、工場法にかんするかぎりには、私の担当地区のどの工場にもおとらずうまくいとなまれていると報告することができる。私は、会社には質問してみなかったが、同社は5分の利子で金を借りたと思う。

ベーカップ近郊にはもう一つの協同組合会社が『ロッセンデル工業組合』という商号で事業をして、およそ六年間も存続してきている。

この組合は工場を建設したが、聞くところでは、じゅうぶん資金がないために繁昌しなかった。現在この会社は『ロッセンデル工業組合』に改組され、有限責任会社法にしたがって登記され、二十万ポンドの資本を募集する権限をもっている。一株十ポンドで四万ポンドが徴収され、約四千ポンドを借り入れている。この四千ポンドは小資本家から、百五十ポンドから十ポンドにいたるまでの額で無抵当で借りたものである。最初この協同組合会社が発足したときには、株主はみな労働者であった。ロッセンデル工業組合が建設したといわれるウィア工場にくわえて、同社は、こんどB〔・アンド・T〕・マム兄弟商会からベーカップにあるアーウェル工場を買収して、この二つの工場を経営している。

ニュー・ベーカップ・アンド・ウォードル商事会社の繁栄と成功が、いま私のすぐ近くで設立されて事業遂行のため大工場を整備中である新しい諸会社の設立の動機になったように思われる。その一つは『ニューチャーチ綿紡績会社』で、有限責任会社法にしたがって設立され、十ポンド株で十万ポンドを募集する権限をもっている。このうち四万ポンドがすでに払い込まれており、そして同社は抵当つき5分の利子で五千ポンドを借り入れた。この会社は、ニューチャーチのヴェール工場という四十馬力の休止工場を手に入れて、すでに発足しており、いま百馬力の〔蒸気〕機関を必要とする『ヴィクトリア工場』を建設

中である。これは、同社の希望では来年二月に完成するはずで、そのときには会社は四百五十人を雇う予定でいる。

もう一つの会社は『ローテンストール綿業会社』で、やはり有限会社で、五万ポンド株で五万ポンドの名目資本を有し、一万ポンドの限度まで借り入れる権限を有している。すでにおよそ二万ポンドが払い込まれ、同社はヘアホームに七十馬力の機関を必要とする工場を建設中である。聞くところでは、このどちらの工場でも、株主の十分の九は労働者階級に属するということである。

最近六カ月のうちに出現した協同組合会社がいま一つある。『オールド・クラップ綿業会社』は、B・アンド・T・マム兄弟商会からアーウェル・スプリングズという名前の古い二つの工場を買い取ったもので、他の会社と同じ原則にもとづいているが、私は同地には行くことができなかったので、本日はこの会社についての詳細をのこらず報告することはできない。しかし、〔同社からの〕報告によれば、動力は十三馬力で、雇われている労働者数は七十六人であった。株主はすべて労働者階級に属する人々であると思う。

工場の一部分を、事情しだいで一部屋とか二部屋とか借りている人々も幾人かいる。またある場合には一部屋の一部分だけのことさえある。けれどもこの場合には彼らは、自分の使っている労働者といっしょに同じように働いているとはいえ、やはりその部分の主人であり、他のどんな工場主とも同じように人を雇い賃金を支払っているのであり、雇われた労働者は事業に出資していないのである。ベーカップには、以前にはこういう工場主が現在よりももっとたくさんいた。そのうちのあるものは事業を放棄したし、また他のあるものは成功して、自力で工場を建設するとか、あるいは大きな建物を賃借するとかしたのである。ロッチデールには、私の担当地区内の他のどこよりも、この種の工場主がたくさんいる。」(77-79ページ)。

マルクスおよびエンゲルスの協同組合企業にたいする深い関心は、後で述べることになる、資本主義から社会主義・共産主義への展望における経済主体の探求と結びついていた。

以上のようにマルクスは、協同組合工場を労働者が資本主義のもとで積極的

に企業経営に参加する形態として位置づけた。そして、資本主義を突破する最初の企業形態であるとした。

「古い形態の内部では、労働者たち自身の協同組合工場は、古い形態の最初の突破である。—それらはもちろん、どこでも、それらの現実の組織においては、既存の体制のあらゆる欠陥を再生産し、また再生産せざるをえないのであるが。しかし、これらの協同組合工場の内部では、資本と労働との対立は止揚されている——たとえ最初には、組合としての労働者たちが彼ら自身の資本家であるという、すなわち、生産諸手段を彼ら自身の労働の価値増殖に使用するという、形態においてにすぎないとしても。これらの工場は、物質的生産諸力の、およびこれに照応する社会的生産諸形態の一定の発展段階においては、いかにしてある生産様式からある新たな生産様式が自然に発展し形成されるかを示す。資本主義的生産様式から発生する工場制度がなければ、協同組合工場は発展しえなかったであろう。信用制度は、資本主義的私企業が資本主義的株式会社に漸次的に転化するための主要な基盤をなすのと同じように、多かれ少なかれ国民的規模での協同組合企業の漸次的拡大のための手段を提供する。資本主義的株式企業は、協同組合工場と同様に、資本主義的生産様式から結合的生産手段への過渡形態とみなされるべきであるが、ただ対立が、前者では消極的に止揚され、後者では積極的に止揚されるのである（下線は日野）」（第3部、763 - 764 ページ）。

このように、マルクスは協同組合企業を資本主義の内部で発生し、資本主義を止揚する新たな生産の担い手になりうるものと評価している。マルクスは消費（協同）組合についても言及しているが、それは資本論執筆よりも前の段階であり、また量も少ない。マルクスの場合には協同組合の意義は主として生産協同組合、協同組合工場に置かれている。しかし、協同組合企業を資本主義に代わりうる企業形態としている点は、生産協同組合にも消費協同組合にも当てはまる論点である。

なお、労働者階級が資本から独立して工場をはじめ社会的生産と分配を、自らの手で実施すること、つまり社会を統治する能力を、ほかならぬ資本主義社

会が労働者階級を訓練して、身につけさせる、という論点に関わって、マルクス・エンゲルスは、早い時期から、労働者間の競争を克服する課題を戦略的なものと位置づけ、そのための主要な手段として、労働者の組合を位置づけていた。

エンゲルスの1845年の「イギリスにおける労働者階級の状態」(全集2巻)では、「競争」という項目をたててこう述べている。

「競争は、近代ブルジョア社会において支配的な万人の万人にたいするたたかいのもっとも完全な表現である。このたたかい、生活のための、生存のための、あらゆるものためのたたかい、したがってまたいざとなれば生死をかけるたたかいは、ただ社会のいろいろな階級のあいだでおこなわれているだけでなく、これらの階級のひとりひとりの成員のあいだでもおこなわれている。どの成員もみな他の成員のじゃまになる。そこで、どの成員もまた、自分のじゃまになるすべてのものを押しつけて、自分がそれに代わろうとする。ブルジョアがたがいに競争するように、労働者もたがいに競争する。機械織布工は手織工と競争し、失業した、あるいは賃金の低い手織工は、仕事をもつあるいは賃金の高い手織工と競争して、これを押しつけようとする。ところが、この労働者相互間の競争こそ、現在労働者がおかれている状態のなかでもっともわるい面であり、ブルジョア階級のもっているプロレタリアートにたいするもっとも鋭い武器なのである。だからこそ労働者は、組合(アソシエーション)をつくってこの競争を排除しようとするのであり、だからこそブルジョア階級はこの組合にたいして憤激し、この組合が敗北を喫するごとに勝利の凱歌をあげるのである。」(306ページ)

支配の道具としての競争と、それとの戦いの手段としての組合が明確に提起されている。ただし、ここでの組合は、労働組合(trade union)である。

続いて「労働運動」という項目では、労働者は非人間的な状態と闘うときに人間的である。まずは、犯罪という未熟で無益な反抗。そして機械に対する暴力的反抗(ラダイト運動)。そして秘密の組合という組織での抵抗を行ったと述べ、「なるほど、すでにこれまでも、労働者のあいだにはつねに秘密の団体があるにはあったが、それは決して大きな成果をあげることはできなかった」(449

ページ)。「ところが、労働者が一八二四年に自由な結社の権利をえたときには、これらの組合はたちまちのうちに全イギリスにひろがり、強力となった。すべての労働部門に、このような労働組合 (trade unions) が、ひとりひとりの労働者をブルジョアジーの暴虐と無視からまもる、というはっきりとした意図をもって結成された。これらの組合の目的はこうであった。すなわち、賃金を規制すること、集団をつくり、力として雇い主と交渉すること、雇い主の利益に応じて賃金を規制すること、適当な時期がくれば賃金をあげること、そして、一つの職業における賃金は、すべてどこでも同じ高さに保つこと、であった」(450ページ)。かくしてエンゲルスが提起したのは労働組合であった。しかし、資本によって強制され組織される労働者どうしの競争を克服するという視点に立てば、協同組合もその機能を十分にもちうるのである。

エンゲルスは、組合の歴史は労働者のながい敗北の連続であり、時に勝利することもある程度だった。またストライキにしても、「労働市場を変化させるような比較的重要な原因に対しては、組合は無力である」(452ページ)と、リアルな認識を持ちつつも、では、なぜ労働者はストライキをやるのか、闘うのかと自問する。

「それはまったく労働者が、賃金の引下げ、およびこのような引下げの必要性そのものにたいして、抗議しなければならないからである。労働者が沈黙していれば、自分たちが人間として環境に順応するのではなく、環境のほうが自分たち人間にしたがうべきである、と宣言しなければならないからである。——労働者は、まだあらゆる人間的感情を喪失してしまっていないかぎり、このようなことにたいして抗議しなければならない。」「この抗議は、ブルジョアジーの金銭欲を一定の限界内に抑制し、有産階級の社会的・政治的全能の力にたいする労働者の反対を活発にするとともに、一方、たしかにこの抗議はまた、ブルジョアジーの支配をうちやぶるためには、労働組合やストライキ以上のなにかが必要であるということ、労働者にむりやりに承認させる。しかし、これらの組合と、これらの組合からおこってくるストライキとにたいして独自の重要性をあたえるものは、それが、競争を廃止してしまおうとする労働者の最初の試みである、ということである」(453ページ)と述べ、ストライキの意義を、

競争の廃止という長期的な戦略の中に位置づけている。

マルクスも1847年の「哲学の貧困」において、この問題を考察している。「イギリスでは、当面のストライキのみを目的とし、そしてそのストライキとともに消滅する部分的団結だけに、とどまらなかった。労働者と企業家の闘争において労働者たちの城砦として役立つ恒久的団結が、労働組合 (trade unions) が結成された。そして現在ではそれらの地方的労働組合のすべては全国労働組合連合会 (National Association of United Trades) に一つの結集点を見だし、そして協会の中央委員会はロンドンにあり、協会所属員数はすでに八万に達している。それらのストライキ、団結、労働組合の形成は、チャーティストという名のもとにいまや一大政党を構成している労働者たちの政治闘争と時を同じくして進行した。相互に結集するための労働者たちの最初の試みは、つねに、団結という形でおこなわれる。大産業が、たがいに一面識もない多数の人間の群を一ヶ所によせあつめる。競争が、彼らの利害関係において彼らを分裂させるが、しかし賃金の維持が、雇い主たちに対抗して彼らのもつこの共通な利害関係が、抵抗という一個同一の思想において、彼らを結集させる、——それが団結である。だから団結は、つねに二重の意味を有している。すなわち労働者間の競争を中止させ、そうすることによって、資本家にたいする労働者全体の競争をなしとげうるようにするという目的をもつ。たとえ最初の抵抗目的が賃金の維持にすぎなかったにしても、次に資本家のほうが抑圧という思想で結集するにつれて、最初は孤立していた諸団体が集団を形成する。そして、つねに結合している資本に対決するとき、彼らにとっては組合の維持のほうが賃金の維持よりも必要不可欠になる。このことはまったく真実であって、イギリスの経済学者たちは、彼ら経済学者たちから見れば賃金のために設立されているにすぎない組合のために、労働者たちがその賃金のかなりの部分を犠牲にするのを見て啞然としているほどなのである。この競争——これこそ正真正銘の内乱——においてこそ、来るべき戦闘に必要なすべての要素が結合し発展する。ひとたびこの程度に達するやいなや、組合は政治的性格を帯びるようになる」(188-189ページ)。

協同組合は、労働者間の競争を廃止する機能あるいは可能性を内包している

し、この点もマルクス・エンゲルスの協同組合論の無視できない論点であろう。

6-5 プチ・ブルジョア的協同組合論批判

既にふれたように、彼らはプルドンやラサールなどの、プチ・ブルジョア的協同組合論にたいして厳しい批判を加え、協同組合は労働者階級の解放の手段であって、協同組合を自己目的化してはならないという見地を堅持した。この例は多数あげることができるが、典型的なものとして、1867年にマルクスが執筆した国際労働者協会（第一インタナショナル）の「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」がある。

「五 協同組合労働

国際労働者協会の任務は、労働者階級の自然発生的な運動（斜体は原文の傍点を示す——日野）を結合し、普遍化することであって、なんであろうと、空論的な学説を運動に指示したり押しついたりすることではない。したがって、大会は特殊な協同組合制度を唱道すべきではなく、若干の一般的原理を明らかにするだけにとどめるべきである。

(イ) われわれは、協同組合運動が、階級敵対に基礎をおく現在の社会を改造する諸力の一つであることを認める。この運動の大きな功績は、資本にたいする労働の隷属にもとづく、窮乏を生みだす現在の専制的制度を、自由で平等な生産者の連合社会という、福祉をもたらす共和的制度とおきかえることが可能だということを、実地に証明する点にある。

(ロ) しかし、協同組合制度が、個々の賃金奴隷の個人的な努力に限られるかぎり、それは資本主義社会を改造することはけっしてできないであろう。社会的生産を自由な協同組合労働の巨大な、調和ある一体系に転化するためには、全般的な社会的変化、社会の全般的条件の変化が必要である。この変化は、社会の組織された力、すなわち国家権力を、資本家と地主の手から生産者自身の手に移す以外の方法では、けっして実現することはできない。

- (ハ) われわれは労働者に、協同組合商店よりは、むしろ協同組合生産にたずさわること勧める。前者は現在の経済制度の表面にふれるだけであるが、後者はこの制度の土台を攻撃するのである。
- (ニ) われわれは、実例と教導との双方によって、言いかえれば、新しい協同組合工場の設立を促進することと、また説明し説教することとの双方によって、協同組合の原理を宣伝するために、すべての協同組合がその共同収入の一部をさいて基金をつくることを勧告する。
- (ホ) 協同組合がふつうの中間階級的株式会社 (société par actions) に墮落するのを防ぐため、協同組合に働くすべての労働者は、株主であってもなくても、平等の分けまえを受け取らなければならない。たんに一時的な便法として、低い率の利子を株主に払うことには、われわれも同意する」(全集16巻、194 - 165 ページ)。

これほど系統的ではないが、別の批判も紹介しておこう。

「人間は、自分で自分の歴史をつくる。しかし、人間は、自由自在に、自分で勝手に選んだ事情のもとで歴史をつくるのではなくて、あるがままの、与えられた、過去からうけついだ事情のもとでつくるのである」(全集8巻、マルクス、「ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日」、1852年発表、107 ページ)。

「ルイーフィリップのブルジョア君主制のあとにつづくことができるのは、ブルジョア共和制だけである。すなわち、これまでは王の名でブルジョアジーのごく一部が支配してきたのだが、今後は人民の名においてブルジョアジーの全体が支配することになる。パリのプロレタリアートの要求はユートピア的なたわごとであり、こんなものはもうやめさせなければならない。憲法制定国民議会がこのように声明したのにたいして、パリのプロレタリアートは、ヨーロッパの内乱史上もっとも巨大な事件である六月反乱でこたえた。ブルジョア共和制が勝利を得た。ブルジョア共和制の側には、金融貴族、産業ブルジョアジー、中間層、小ブルジョア、軍隊、誘導警備軍として組織されたルンペン・プロレ

タリアート、知識分子、坊主、農村住民が味方した。パリのプロレタリアートの側には、彼ら自身のほかにはだれもいなかった。勝利のあとで、三千人以上の反乱者が虐殺され、一万五千人が判決もなしに流刑に処せられた。この敗北とともに、プロレタリアートは革命の舞台の後景にひっこんでしまう。その後、運動があらたにたかまりそうに見えるたびに、すぐさまプロレタリアートはふたたび全面に進出しようとするが、その発揮する力はしだいに弱くなる一方であり、その成果も貧弱となるばかりである。自分より上の社会層の一つが革命的激動に陥るやいなや、プロレタリアートはそれと連合を結び、そのため、いろいろな党派がつぎつぎにこうむる敗北のすべてを共にすることになる。しかし、これらの追加の打撃は、打撃のおよぶ範囲がますます社会の全面にひろがるにつれて、ますます弱くなる。議会や新聞界におけるプロレタリアートの有力な指導者は、つぎつぎに裁判の犠牲になって、ますますいかがわしい人物がプロレタリアートの先頭に立つようになる。プロレタリアートの一部は、交換銀行や労働者協同組合のような、空論的実験に熱中する。つまり、古い世界自身のもっている巨大な手段をすべて使って、この古い世界を変革することをあきらめて、むしろ社会のうしろで、個人的に、プロレタリアートの限られた生存条件の範囲内で、プロレタリアートの救いをなしとげようとする運動、したがってかならず失敗するにきまっている運動に、熱中する」(114-115ページ)。

マルクスは有名な「ゴータ綱領批判」においても協同組合主義を批判している。要点は、協同組合は、労働者階級の多様な活動領域の重要な1つであるが、協同組合運動それ自体で、階級社会の変革は不可能であり、協同組合は労働者階級の階級闘争の、そして政治権力獲得に至る活動分野の1部であることを明確に認識すべきだということである。

「『ドイツ労働者党は、社会問題解決の道をひらくために、国家の補助を受け、勤労人民の民主的統制のもとにおかれる生産協同組合の設立を要求する。これらの生産協同組合は、この生産協同組合から総労働者の社会主義的組織が発生しうるほどの規模で、工業と農業のために設立さるべきである。』

ラサールの『賃金鉄則』のあとに、予言者の救世策が現われる！現存する階級闘争のかわりに『社会問題』という新聞記者の常套語が現われ、その『解決』の『道がひらかれる』。『総労働の社会主義組織』は、社会の革命的な転化過程から『発生する』のではなく、国家が生産協同組合にあてる『国家補助』から『発生』し、この生産協同組合は、労働者ではなく、**国家が『設立する』**。新しい鉄道のように国債で新しい社会を建設できるというのは、ラサールの空想にふさわしいことだ！」

(全集19巻、マルクス、「ゴータ綱領批判」、26－27ページ)。

「労働者が協同組合生産の諸条件を社会的な規模で、まず最初は自国に国民的規模でつくりだそうとするのは、現在の生産諸条件の変革のために努力することにはほかならず、国家の補助による協同組合の設立とはなんのかかわりもないものである！また、今日の協同組合についていえば、それは政府からもブルジョアからも保護を受けずに労働者が自主的につくりだしたものであるときに、はじめて価値をもっている。」(27ページ)。

この文書の執筆から4年前の1871年に、マルクスは『ザ・ワールド』紙通信員とのインタビューで、国際労働者協会の目的を「政治権力の獲得によって労働者階級を経済的に解放すること」(全集17巻、610ページ)としたうえで、各国の運動は「その国の労働者階級の問題」であるという見地を示し、同時に協同組合は労働者組織の上記の一般的目的の手段であることを明言している。「以上のすべてを一言で要約しましょう。労働者階級は富の増加のただなかで貧困のままであり、奢の増加のただなかで悲惨なままです。彼らの物質的窮乏は肉体的にも道徳的にも彼らを不具にします。彼らは他人の救済にたよることはできません。そこで彼らにとっては、自分自身の問題を自分の手にとりあげることが絶対に必要になったのです。彼らは、彼ら自身と資本家と地主とのあいだの関係を変えなければならないのであり、これは、彼らが社会を変革することを意味するのです。これが世に知られたあらゆる労働者組織の一般的目的で、土地労働連盟、労働組合と共済組合、協同組合商業と協同組合生産はそのための手段にすぎないのです。これらの諸組織間の完全な連帯を確立することが国際〔労働者〕協会の仕事です」(全集17巻、612ページ)。

1891年にエンゲルスは、マルクスの『フランスにおける内乱』の1891年版への序文で、次の補足を行った。

「コミューンの議員は、ブランキ主義者——彼らは国民軍中央委員会でも牛耳っていた——からなる多数派と、プルードンの社会主義学派の追随者を主とする国際労働者協会の会員たちからなる少数派とに分かれていた」(全集22巻、201ページ)。

「コミューンの経済上の政令については、そのほめるべき面もほめられない面もあわせて、まず第一にプルードン主義者の責任があり、そしてコミューンの政治上の行動や怠慢についてはブランキ主義者に責任があることは、いうまでもない。」(202ページ)。

「小農民と手工業親方との社会主義者であるプルードンは、組合〔Assoziation〕を断然にくんでいた。彼は組合についてこう言っていた。組合にはよいことよりも悪いことのほうが多くふくまれている。組合は、労働者の自由を束縛する枷の一つであるから、もともと不毛であり、有害でさえある。組合はまったくの独断であり、不生産的で、わずらわしく、労働者の自由とも労働者の節約ともあい反するものである。雲あいの利点よりは不利な点のほうが早く増大する。組合にくらべて、競争、分業、私的所有は経済的な力である。たとえば鉄道のように、大工業や大経営体の——プルードンのいうところでは——例外的な場合にだけ、労働者の組合は適当である、と。(『〔十九世紀における〕革命の一般的な理念』第三研究を参照。)

1871年には、工芸手工業の中心地であるパリでさえ、大工業はすでに例外的な場合ではまったくなくなっていて、コミューンのとりわけ重要な一政令は、大工業や、さらにはマニュファクチュアまでもの組織化を命じていたほどである。その組織化は、各工場における労働者の〔協同〕組合を基礎としていたばかりか、これらの協同組合の全部を一大連合体に統合するはずであった。要するに、マルクスが『内乱』でまったく正しく言っているように、この組織化の終局の結果は、共産主義に、したがってプルードンの学説とは正反対のものに、ならざるをえなかった。だから、コミューンはまたプルードン派の社会主義の墓場ともなったのである。今日ではこの学派は、フランスの労働者の間から姿を消

している」(202ページ)。

6-6 ブルジョアジー、権力による協同組合への介入、 支配にたいする批判

マルクスとエンゲルスは協同組合を重視するとともに、協同組合が少なからぬ成功を収めた後では、ブルジョアジー自身が協同組合を利用するようになった事情を考慮して、慎重に問題を分析した。

「今世紀の最初の十年間が過ぎるとまもなく、ロバート・オーエンが、労働日の制限の必要性を理論的に主張しただけでなく、十時間労働日をニュー・ラナークの彼の工場で現実に実施したとき、それは共産主義的空想であると嘲笑された——彼の『生産的労働と児童の教育との結合』とまったく同じように、また彼によって創設された労働者の協同組合とまったく同じように。こんにちでは、右の第一の空想は工場法となっており、第二の空想はすべての『工場法』において正式の用語として用いられており、第三の空想は、それどころかすでに反動的なペてんの仮面として役立っている」(資本論、第一部、520ページ)。

もう一つの留意事項は、国家権力による協同組合への介入にたいする態度である。マルクスからエンゲルスにあてた1865年2月18日付け手紙に、協同組合運動の自主性に関わる論評が見られる。マルクスは、エンゲルスに、シュヴァイツァーに宛てた自分の手紙——この手紙は1865年2月13日付けで、全集31巻、373-374ページにあり——の写しを送っているが、そのなかに次の指摘が出てくる。

「私は、貴紙から、内閣が団結禁止法の廃止について曖昧に、そして時をかせぎながら意見を述べている、ということを知っています。これに反して、『タイムズ』の一電報は、内閣は予想されていた国家による協同組合援助にかんして保護者的なことばをもらした、と報じています。」p.62

「団結は、そこから成長する労働組合とともに、ブルジョアジーとの闘争のための労働者階級の組織の手段として極度の重要性をもっているだけでなく——

この重要性は、なかんづく、合衆国の労働者でさえ、選挙権と共和制とがあるにもかかわらず、それを欠くことはできないということに現われている——、プロイセンおよび全ドイツにおいては団結権はさらに警察支配や官僚制度の打破であり、僕婢条例や農村における貴族経営を粉碎し、要するに、それは『臣民』が成人になるための方策であり、この方策は、進歩党でも、すなわちプロイセンにおけるどのブルジョア的野党でも、気が違ってないかぎり、プロイセン政府よりも、ましてやビスマルクごときの政府よりも、百倍も早く承認できるはずのものなのです！これに反して、他方では、王国プロイセン政府の協同組合援助は——そしてプロイセンの事情を知っている人ならばだれでもはじめから必然的な矮小規模をも知っているでしょう——経済の方策としてはゼロですが、同時にこれによって後見制度が拡大され、労働者階級の一部が買収され、運動が無力化されるのです」(全集31巻、63ページ)。

エンゲルスは、協同組合の自主性に関わって、労働者階級が政府に要求すべき内容を次のように提示した。

「労働者の零細な金をこんな風にブルジョアジーにくれてやること〔一八八四年末に生じた、政府による海外定期汽船航路の開設とそれへの資金供与問題。これに賛成するということはドイツ大ブルジョアジーの植民地的膨張を支持することであった。注解〕に無条件で賛成投票するなどということは、もちろん、僕は断じて考えることができなかった。」

「労働者とブルジョアジーを平等の立場で扱いたまえ。——そこで、たとえば次のように要求する。

(一) 労働者協同組合に補助金や貸付金を供与すること。これは、新しい事業をおこすためではなく(そういうことは、ラサールの提案を、そのあらゆる欠陥ともどもむしかえすことにしかないであろう)。それよりもむしろ次の目的のためである。

- (a) 国有地(あるいはまたその他の領地)を賃借し、協同組合の手で経営すること。
- (b) 恐慌時や、あるいはまた破産のためにその持ち主が操業を停止したり、

その他の理由で売りにだされている工場等々を、自己の勘定か、または国の負担で買い取って、協同組合の手で経営し、こうして全生産をしだいに協同組合的生産に移行させる手はじめとすること。

- (二) すべての公共的な請負事業にさいし、同一の条件で協同組合を資本家やその連合体よりも優先させること。したがって、一般原則として、すべての公共事業をできるだけ協同組合に請負わせること。
- (三) 自由な協同組合の活動を今なお妨げているいっさいの法律上の障害や束縛を一掃すること。したがって、なによりもまず社会主義者取締法——いうまでもなく、いっさいの労働組合や協同組合を破壊しているこの法律——を廃止することによって、労働者階級にたいして普通法——どんなに貧弱なものにもせよ——の保護を回復させること。
- (四) 労働組合 (Trade Union) に完全な自由をあたえ、これを完全な権利をもつ法人として承認すること」(全集36巻「エンゲルスからアウグスト・ベーベルへの1884年12月30日付けの手紙」、238ページ)。

6-7 資本主義に代わる社会において協同組合が果たす役割

次に資本主義的生産様式に代わる共産主義的生産様式において、すなわち共産主義経済において協

同組合が果たす役割についての、マルクスとエンゲルスの見解を確認しよう。すでに見てきたところでも、「この運動の大きな功績は、資本にたいする労働の隷属にもとづく、窮乏を生みだす現在の専制的制度を、自由で平等な生産者の連合社会という、福祉をもたらす共和的制度とおきかえることが可能だということ、実地に証明する点にある」とか、「社会的生産を自由な協同組合労働の巨大な、調和ある一体系に転化する」とか、「資本主義的生産様式から発生する工場制度がなければ、協同組合工場は発展しえなかったであろう。信用制度は、資本主義的私企業が資本主義的株式会社に漸次的に転化するための主要な基盤をなすのと同じように、多かれ少なかれ国民的規模での協同組合企業の漸次的拡大のための手段を提供する。資本主義的株式企業は、協同組合工場と同様に、資

本主義的生産様式から結合的生産手段への過渡形態とみなされるべきであるが、ただ対立が、前者では消極的に止揚され、後者では積極的に止揚されるのである」という指摘からも読みとれるように、マルクスとエンゲルスは、資本主義社会、過渡期、そして将来の社会における協同組合の重要な役割と意義を強調していた。

ここで、注5で残しておいた論点のうち、エンゲルスが社会主義社会で「生産手段をすべて国有化」するとは言わなかったことに触れておく。

エンゲルスはマルクス没後の1886年にアウグスト・ベーベルに宛てた手紙のなかで、次のように述べている。

「パリ・コミューンが要求したように、労働者は工場主たちが休止させている工場を、協同組合的に経営しなければならない。これは大きい違いだ。そして完全な共産主義経済への移行にあたって、中間段階として、われわれが協同組合的経営を広範囲に応用しなければならないであろうということ、このことについてはマルクスも僕も疑問をもったことはなかった。ただ、問題は次のように取り計らなければならない。すなわち、社会が、したがってまずは国家が、生産手段を所有し、そうすることによって協同組合の特殊利益が社会全体に対立して設定されることのないようにしなければならない」(全集36巻、373-374ページ)。

エンゲルスは、国家が生産手段を所有するのは過渡的な方策であることを、明快に説いている。同じ主旨のことは、例えば『反デューリング論』でも述べられている。

「生産力の国家的所有は衝突の解決ではないが、しかし、そのなかには、解決の形式的な手段、手がかりが隠されている」(全集20巻、288ページ)。

「プロレタリアートは国家権力を掌握し、生産手段をまずはじめには国家的所有に転化する。だが、そうすることで、プロレタリアートは、プロレタリアートとしての自分自身を揚棄し、そうすることであらゆる階級区別と階級対立を揚棄し、そうすることでまた国家としての国家をも揚棄する」(289ページ)。

みられるように、生産手段の国家的所有は過渡的措置と位置づけられている。

では、生産手段の本格的な、過渡的ではない所有形態は何か。

「社会的に作用する諸力は、自然力とまったく同じように作用する。すなわち、われわれがそれを認識せず、考慮に入れないあいだは、盲目的に、暴力的に、破壊的に作用する。しかし、いったんわれわれがそれを認識し、その活動、その方向、その結果を認識し、その活動、その方向、その結果を把握したなら、それらをますますわれわれの意志に従わせ、それらを手段としてわれわれの目的を達成することは、まったくわれわれにかかることになる。そして、これは、今日の巨大な生産力にとくによくあてはまることである」「だが、いったんその本性を把握すれば、協同社会に結合した生産者たちの手で、これらの生産力を悪魔的な支配者から従順な召使に変えることができる」(288ページ)。

同様の認識は、マルクスによって、彼が自らの力で『資本論』第1巻を完成させた1867年から5年後の1872年に、「土地の国有化について」という草稿の中で次のように述べられている。なおこの論文は生前は未発表に終わった。

「私は反対に次のように言う。土地は全国民だけが所有できるという決定を、未来はくたすであろう、と。協同組合に結合した産業労働者の手に土地を渡すということは、生産者のうちのただひとつの階級だけに全社会を引き渡すことにほかならないであろう。土地の国有化は、労資の関係に完全な変化をひきおこすであろうし、結局は、工業であろうと農業であろうと、資本主義的生産を完全に廃止するであろう。そうなったときはじめて、階級差異と特権とは、それを生みだした経済的土台といっしょに消滅し、社会は一つの自由な『生産者』の協同組合に変わるであろう。他人の労働で暮らしていくようなことは、過去の事柄となるであろう！そこには、社会そのものと区別された政府も国家も、もはや存在しないであろう！

農業、鉱業、製造業、一言でいえばすべての生産部門は、しだい最も効果的な形態に組織されていくであろう。生産手段の国民的集中は、合理的な共同計画に従って意識的に行動する、自由で平等な生産者たちの諸協同組合からなる一社会の自然的基礎となるであろう。これこそ、19世紀の偉大な経済的運動がめざしている目標である」(全集18巻、55ページ)。

エンゲルスはその晩年に、労働者が社会を統治する能力に欠けているのではないか、というオット・フォン・ベーニクからの質問にたいして、協同組合こそが労働者の統治能力を実証していると答えた。

「いわゆる『社会主義社会』は、私の考えでは、いっぺんに出来あがってしまうものではなく、他のすべての社会状態と同様、たえず変化し改造されつづけるものとしてとらえなければならないと思います。現在の状態との重大な相違は、もちろん、さしあたって国民がすべての生産手段を共有することを基礎とした生産の組織にあります。この変革をあすのうちにも実施する——これは段階的に、ということです——のに、私はなんの支障もないと思います。わが国の労働者がそれだけの能力をもっていること、これは彼らの生産協同組合・配給協同組合がたくさんあって、警察のために意図的に破産させられないかぎりでは、ブルジョアの株式会社とまったく同じようにりっぱに、しかもそれよりはるかに誠実に運営されたところからも明らかです。わが国の労働者が社会主義者取締法にたいしてみごとにたたかいぬいて、政治的な成熟をみごとに証明してみせたいま、どうしてあなたがドイツにおける大衆の教養のなさなどとおっしゃるのか、私には合点がいきません。わが国のいわゆる教養ある人々の、学者ぶった、思いあがったうぬぼれこそはるかに大きな障害となろう、と私には思われます」(全集37巻、「エンゲルスからオット・フォン・ベーニクへの1890年8月21日付けの手紙」、387ページ)。

同様の見解はエンゲルスの死の前年の1894年に、「共産党宣言」の文言を引きつつ、組合社会を将来の基本的な社会形態であるという見解が、50年近く前から、マルクスとエンゲルスの一貫した見通しであったことを、確認している。

「私は、近代の社会主義者のなかで偉大なフィレンツェ人[ダンテ]と対をなすことができるように思えるただひとりの人であるマルクスの著作のなかに、あなたが所望されているような標語を見つけだそうとしました。しかし、私が見つけることができたのは、『共産党宣言』に述べられている次の一節だけでした。すなわち、『たがいに衝突しあう階／級に分裂している旧ブルジョア社会にかわって、各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件であるような1つの組合社会が現れる』

未来の新しい時代の精神を数語に要約することは、空想主義や空文句に陥ることなしには、ほとんど不可能です。

ですから、わたしの提供しますものが、ご所望の条件をみたしていなくても、どうかお許してください」(全集第39巻、エンゲルスからジュゼッペ・カネガへ、1894年1月9日の手紙、176-177ページ)。

以上の引用から、マルクスとエンゲルスという科学的社会主義の創始者たちが、協同組合を、資本主義経済の中でも労働者の自主的な企業形態として重視し、また共産主義経済における主要な企業形態として位置づけていたことは、明らかであろう。問題は現在の世界において、また日本において、そして保健・医療という分野で、マルクスたちの観点をどのように展開するかである。このテーマについては、いずれ改めて取り組みたいと考えている。